

令和2年第4回能登町議会6月定例会議 会議日程表

6月8日から6月12日（5日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	6 月 8 日	月	午前10時00分	本会議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	6 月 9 日	火		委員会	
第 3 日	6 月 10 日	水		休 会	
第 4 日	6 月 11 日	木	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 5 日	6 月 12 日	金	午前10時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開会（午前10：00）

開 議

議長（河田信彰）

ただいまから、令和2年第4回能登町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本6月定例会議の会議期間は会議日程表のとおり、本日から6月12日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（河田信彰）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

14番 鍛冶谷 眞一 君、

1番 吉田 義法 君を指名いたします。

諸般の報告

議長（河田信彰）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職、氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会議に町長より別冊配布のとおり、議案26件が提出されております。

次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、

「令和元年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告、また、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告、2件があり、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、「株式会社能登町ふれあい公社」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和2年2月分、3月分、4月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（河田信彰）

日程第3、議案第43号「令和2年度能登町一般会計補正予算(第2号)」から、日程第28、議案第68号「能登町農業委員会委員の任命について」までの26件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君。

町長（持木一茂）

本日ここに、令和2年第4回能登町議会6月定例会議の開会にあたり、提案いたしております議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

令和2年4月7日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、5月25日、全国で解除がなされました。当町におきましては、議員各位並びに町民の皆様一人ひとりのご協力が、感染症の拡大防止につながっており、改めて、心より感謝を申し上げます。

また、民間事業者の方々や諸団体の方々より、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、フェースシールド、消毒液のご寄付をいただき、また8件の寄付金もいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

さて、この新型コロナウイルスの感染症は、これまでに町内外で多くの影響が出たところとなっております。

東京オリンピック・パラリンピックの延期、全国高校総体の初の中止、そして最近では、戦後初となる夏の甲子園大会も中止が決定となり、目標として頑張ってきた球児たちの涙が印象的で、残念な気持ちになられた方々も多かったのではないかと思います。

町内でも多くの地域行事やイベントが中止となり、毎年楽しみにしていた

方々、そして地域を盛り上げるために頑張っておられる方々には、感染症の拡大防止にご理解とご協力をいただいたもので、そのご決断に深く感謝と御礼を申し上げます。

現在、5月14日に石川県の緊急事態宣言が解除され、休業要請も解除されているところですが、「新しい生活様式」の定着、移動の自粛、「三つの密」のある場所への外出自粛、そしてイベントの開催制限など、引き続き感染症の拡大防止策が石川県より示されており、5月27日に県より示されました8月1日までの段階的緩和のスケジュールに沿って、当町も気を緩めることなく、事業者の皆様、町民の皆様には、引き続きご協力をお願いいたします。

また、5月会議にてご決議をいただきました令和2年度補正予算による第一弾となる新型コロナウイルス感染症対策は、速やかな実施のもと支援策を進めております。

また、特別定額給付金については、既に対象世帯の9割が申請され、また、宿泊業・飲食店のがんばる応援給付金も多数の申請が届いておりますが、少しでも早く対象となる皆様への支援を実施したいと思いますので、まだ申請がお済でない方は、是非、お早めに申請手続きをしていただきたいと思います。

また、町内会長・区長の皆様のご協力のもと、各家庭にマスクの配布を行ない、飛沫感染予防対策を進めております。配布にご協力をいただきました町内会長・区長の皆様に厚くお礼申し上げます。

今回、第二弾としまして、地方創生臨時交付金を活用した切れ目のない感染症対策を実施したいと考えており、当町としましても気を緩めることなく、感染症拡大防止に努めて行くとともに、外出自粛や休業要請により影響を受けている方々へのご支援、そして、町民の安全・安心の確保を含め、町民の皆様へのご支援を引き続き進めていきたいと考えております。

これまで新型コロナウイルスの影響による学校一斉臨時休業も終え、町内の児童・生徒も学校生活に戻ることができ、ようやく光が見えてきたと感じております。新たな生活様式のもと、新たな日常を作り上げるため、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案26件につきまして、その大要をご説明いたします。

議案第43号は、一般会計予算の補正であります。

今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症への対策として、地方創生臨時交付金を活用する事業の追加のほか、旧能都庁舎の解体工事費や補助事業の内示に伴う事業費の調整等であります。

議案第43号「令和2年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、7億3、

713万2,000円を追加して、予算総額を177億2,811万8,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

第2款「総務費」は、1,774万7,000円の追加であります。

第1項「総務管理費」、

第5目「財産管理費」では、波並地内の法定外公共物において、民有地への浸水を防ぐ改修費を新たに追加いたしました。

第14目「交通対策費」では、地方創生臨時交付金を活用し、公共交通事業者に対して感染予防対策経費の助成を行います。

第15目「電子自治体推進費」では、役場庁舎内での感染拡大を防ぐために、職員が自宅で勤務するテレワークの実施に要する所要経費を新たに計上しております。

第16目「有線放送費」は、支障物件移設工事費の追加です。

第18目「新型コロナウイルス感染症対策費」では、非接触型体温計や窓口等に設置する飛沫感染防止用のアクリル板など感染拡大防止に必要な物資の購入費を追加いたしました。また、5月補正に計上したマスク購入費に地方創生臨時交付金とコロナ対策費用として8団体からの寄付金を充当しております。

第3款「民生費」は927万円の追加です。

第1項「社会福祉費」、第3目「障害者福祉費」では、地方創生臨時交付金を活用して、障害者施設が販路開拓のために移動販売車を購入する費用に対し、支援いたします。また、制度改正に伴う障害者支援費システム改修費を追加しました。

第2項「児童福祉費」、

第1目「児童福祉総務費」では、5月補正予算で計上しました「子育て世代への臨時特別給付金」において、支給方法が異なる公務員分の対象人数が確定しましたので、事業費を追加するものです。

第4目「新型コロナウイルス感染症対策費」では、5月補正予算で計上しました「のっこ子育て応援金支給事業」に地方創生臨時交付金を充当するものです。

第4款「衛生費」は、1,656万円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第5目「病院費」において、公立宇出津総合病院が新型コロナウイルス感染症対応として病床の修繕や備品等の購入費について補助を行うもので、財源の一部に地方創生臨時交付金を活用しております。

第2項「清掃費」は、焼却処理施設整備事業の財源調整です。

第6款「農林水産業費」は、352万円の追加であります。

第1項「農業費」、第5目「農地費」において、県営老朽ため池整備事業の内

示に伴う負担金の追加であります。

第7款「商工費」は、4億3,607万7,000円の追加です。

第1項「商工費」、

第3目「観光費」では、観光振興対策事業において、イカの駅の開業に合わせて、能登空港ターミナルビルの広告を新たに追加するものです。

観光施設管理費では、旧能都庁舎の解体費用を追加するほか、観光施設の窓口等に設置する飛沫感染防止用のアクリル板購入費を追加しました。旧能都庁舎跡地については、いやさか広場と連携した憩い・交流・観光振興の場として、展望デッキや公衆トイレなどを整備する予定です。

第4目「新型コロナウイルス感染症対策費」では、地方創生臨時交付金を活用し、地域経済に対する追加の緊急対策を行います。具体的には、持続化給付金事業に観光バス事業を追加するほか、売上が20%以上減少した中小事業者に対し、事業継続のための支援金を支給いたします。そのほか、雇用調整助成金を受ける事業者への奨励金やITを活用した販路開拓の支援などを行い、雇用の維持や事業の継続を支援したいと考えております。

第8款「土木費」は、7,170万8,000円の追加です。

第2項「道路橋りょう費」、第3目「道路橋りょう新設改良費」では、社会資本整備総合交付金事業の国庫内示による事業費の調整であります。本年度から、トンネルと橋りょうに係る事業については、新たに「道路メンテナンス事業」として補助採択を受けることになり、事業費の組み替えを行っております。

第3項「河川費」、第1目「河川総務費」では、普通河川の護岸改修について、現地調査や事業内容を精査した結果、2河川の追加と当初計上の4河川の事業費の追加を行うものです。

第5項「都市計画費」は、下水道事業会計への負担金の減額です。

第9款「消防費」は14万1,000円の追加です。

第1項「消防費」、第1目「常備消防費」において、内浦分署の排水ポンプ修繕費を追加するものです。

第10款「教育費」は、1億8,210万9,000円の追加です。

第1項「教育総務費」において、GIGAスクール整備事業として、児童生徒1人1台のパソコン保有に対応した学校のネットワーク整備と端末購入費用を追加しました。財源は国庫補助金、地方創生臨時交付金、合併振興基金を充当しております。

第3項「中学校費」では、柳田中学校のグラウンド改修事業が国庫補助の内示を受けましたので、新たに追加するものです。

第4項「社会教育費」では、第3目「公民館費」において、神野公民館の浄化槽から漏水が発見されましたので、新たに合併浄化槽設置費用を追加するも

のです。

第5項「保健体育費」は、3月2日からの小中学校休校に係る給食材料の違約金を県学校給食会に支払うものです。

以上、7億3,713万2,000円の財源として、

歳入に、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

つづいて、議案第44号「令和2年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は保険事業勘定に50万円を追加し、予算総額を22億5,292万3,000円とするもので、内容は新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の追加です。

議案第45号「令和2年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、資本的収入に2,553万円を追加し、総額を9億3,123万9,000円とし、資本的支出に3,457万3,000円を追加し、総額を13億6,767万7,000円とするものです。その内容は、町道改良に伴う配水管移設工事の追加であります。

議案第46号「令和2年度能登町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入を40万円減額し、総額を8億9,066万8,000円とするほか、資本的収入に1,928万3,000円を追加し、総額を5億5,328万6,000円とし、資本的支出に261万円を追加し、総額を8億1,041万3,000円とするものです。

その内容は、神野公民館浄化槽工事の追加や国庫補助の内示、資本費平準化債の確定による調整であります。

議案第47号「令和2年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収支に613万2,000円を追加し、総額を24億5,118万4,000円とするほか、資本的収支に1,042万8,000円を追加し、資本的収入の総額を3億5,278万5,000円、資本的支出の総額を4億3,273万円とするものです。

その内容は、新型コロナウイルス感染症対策のため、医療防護用具や空気清浄機、エアータント、人工呼吸器の購入などであります。

議案第48号「専決処分の承認について」は、新型コロナウイルス感染症に係る税の特例制度を定めるため、能登町税条例を4月30日に専決しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第49号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に対し

て特殊勤務手当を支給する特例の規定のほか、所要の改正を行うものであります。

議案第50号「能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、地域再生法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第51号「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第52号「能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、石川県心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第53号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる被用者に対し、傷病手当金を支給するため所要の改正を行うものであります。

議案第54号「能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第55号「請負契約の締結について」は、「令和2年度放送ネットワーク整備支援事業（ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業）及び令和2年度高度無線環境整備推進事業能登町有線ネットワーク施設（内浦地区）再整備工事」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、令和2年5月29日、7億7,000万円で、金沢市のNEC ネットエスアイ株式会社北陸支店と随意契約により、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号「監査委員の選任について」は、故 上野 博 氏から新たに委員を選任する者として、財務管理、経営管理に精通され、人格、識見ともに適任である能登町字笹川の「鍛冶 武司」氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

議案第57号から議案第68号までの「能登町農業委員会委員の任命について」の12議案につきましては、いずれも7月19日に任期満了となることから、

能登町字鶴町の「的場 清一」氏、能登町字宮地の「河原 東洋史」氏、能

登町字崎山の「井畠 網臣」氏、能登町字上町の「元 辰夫」氏、能登町字黒川の「川崎 時夫」氏、能登町字上町の「道下 良一」氏、能登町字笹川の「赤田 明」氏、能登町字鈴ヶ嶺の「坂下 政浩」氏、能登町字秋吉の「谷口 精次」氏、能登町字行延の「末次 芳幸」氏、能登町字内浦長尾の「中野 正人」氏、能登町字市之瀬の「西谷内 としえ」氏の12人の方々を能登町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本6月定例会議に提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（河田信彰）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第16、議案第56号「監査委員の選任について」から、日程第28、議案第68号「能登町農業委員会委員の任命について」までの13件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第16、議案第56号から、日程第28、議案第68号までの13件を先に審議することに決定しました。

議案第56号～議案第68号

議長（河田信彰）

ただ今、先議することに決定しました議案第56号から議案第68号の13件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（河田信彰）

お諮りします。

議案第56号から議案第68号の13件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第68号の13件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は、起立によって行います。

採 決

議長（河田信彰）

お諮りします。

議案第56号「監査委員の選任について」、同意を求める件は、能登町字笹川「鍛冶 武司」氏の選任に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

御着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号から議案第68号までの「能登町農業委員会委員の任命について」の12件について、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

御着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第57号から議案第68号までの12件は、同意とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（河田信彰）

次に、日程第3、議案第43号から日程第15、議案第55号までの13件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

なお、議案質疑の回数は、能登町議会会議規則第51条第1項及び申合せ事項により、同一の議題について3回を超えることができないことになっておりますので、ご了承願います。

質疑はありますか。

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

予算書16ページの10款教育費について質問したいと思います。

この議案については、私の所管の教育厚生常任委員会に付託されるものでありますけれども、事業費が1億2,000万円と大きいこと、また狙いが新型コロナウイルス感染拡大に対し国が予算化したものとして広く町民に知っていただく必要があると、このように考えて質問いたしたいと考えております。

ここで、議長に質問の許可を求めます。

議長（河田信彰）

今回は特別によろしくお願いします。

4番（田端雄市）

ありがとうございます。

GIGAスクール整備事業は、当初、新型コロナウイルス感染拡大を受け、石川県が緊急事態宣言の特定地域に指定されたことにより、急に浮上してきた

ものであり、第1次補正予算により決定され、その後、緊急事態宣言が全国に拡大し、文科省は第2次補正予算で、従来4年の計画であったものを今年度内に前倒しして実施するとして事業化されたものであると認識しております。いわゆる新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休校に伴い、パソコンなどの情報通信技術、ICTを活用したオンライン学習が注目されたことによるものであります。学校へのICT環境整備は教育の質向上につながると期待されております。校内での双方向型の一斉授業や、子供一人一人の状況に応じた個別学習、ネットや動画を活用した授業などが可能となります。本町の学校教育において、新しいステージに立った教育が始まる、こんな思いをしながら質問をいたします。

今回の整備で、町内の小中学校の全ての児童に1人1台のパソコンが支給されることとありますけれども、いつまでにその整備は完了するのか。また、その後、どれぐらいの期間でオンライン学習が可能となると計画しているのか、説明をお願いします。

議長（河田信彰）

教育委員会事務局長 大庭毅君。

教育委員会事務局長（大庭毅）

田端議員にお答えいたしたいと思います。

パソコン整備につきましては、17節の備品購入費で公立学校情報機器整備事業といたしまして、町内全校の小学校1年生から中学校3年生までの全学年のパソコン端末整備費791台分の予算を計上いたしました。

計画では、田端議員がおっしゃってございましたけれども、令和5年度に達成予定といたしておりましたけれども、1人1台の端末整備ですが、国の方針により構想実現の前倒しで今年度中に整備を行うものであります。

内訳は、小学校で501台、中学校で280台、予備といたしまして10台分というふうになります。

また、パソコン端末の整備につきましては、今県で取りまとめを行い、共同調達というふうになろうかと思えます。全国規模での大量調達というふうになりますので、今年度いっぱいかかるのではないかというふうに思っております。

また、オンライン授業につきましては、今回、新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により、子供たちが家庭にいても学習を継続できる環境を整備していくことが必要といたしまして、10節需用費に遠隔授業用といたしまして、ウェブ用マイク、54学級分を計上いたしました。

オンライン授業の具体的な活用方法や留意点などにつきましては、今後、パソコン端末の整備とともに同時並行で協議、対応していくことになろうかと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

オンライン学習がはっきり、大体ここら辺でできるという計画はいつだと言いましたか。

議長（河田信彰）

教育委員会事務局長 大庭毅君。

教育委員会事務局長（大庭毅）

すみません。オンライン授業につきましては、パソコン端末の整備とともに同時並行でという形で今年度いっぱい、教職員等も含めまして協議していくことになろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

そしたら、大体、今年度内にはもうスタートできるところも、学年によってですけれども、あるということになりますね。

続いて、新型コロナウイルス感染拡大が第2波、第3波も懸念され、また長期の闘いとも予想されることから、一日も早い利活用が望まれるものであります。

先行して整備していた長崎県の対馬市では、市内の中学校全生徒にタブレット端末を貸与しておりました。コロナ禍の3月の臨時休校中、学校側は1日4時間分の課題を自宅にいる生徒に送信。生徒は課題に取り組み、その解答用紙などの画像を教員に送り、採点してもらった。また、生徒の毎日の健康観察も端末を通して行っているとのことでありました。

今回の地方創生臨時交付金は、パソコン整備後、速やかに利活用が進むよう、ICT技術者の配置の経費も助成することとなっております。適切にそうした

人材の導入、活用もしっかりと検討いただきたい。そして、一日も早くオンライン学習がスタートできるような形で考えていただきたい。このように思っていますので、再度この質問にお答えください。

議長（河田信彰）

教育委員会事務局長 大庭毅君。

教育委員会事務局長（大庭毅）

ICT支援につきましては、今現在、既に令和2年度より配置をいたしまして、2名で各校を巡回しております。今後はICT支援の業務は増加すると想定されますので、管理サポートとしての業務内容、配置について見直しをかけていくことになろうかと思えますし、また先ほどのオンライン授業のことですけれども、文部科学省では、オンライン授業のほかに児童生徒に対して臨時休業期間における家庭学習を行う際には、学習支援コンテンツポータルサイト、要は子供の学び応援サイトですけれども、これの利用を促して、保護者に対しても必要に応じて学校に相談するなどして、子供の家庭学習を支援するよう呼びかけているところであります。

以上であります。

4番（田端雄市）

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

補正予算の14ページ、土木費の道路橋りょう新設改良事業費についてですが、本年度からトンネルの橋梁に関わる事業については、新たに道路メンテナンス事業というふうに名前が変わって補助採択を受けることになっていると。これで事業費の組替えを行っているという町長の説明がありました。

さて、私ちょっと、よう分からんですが、上のほうにのっかってマイナスついている社会資本整備総合交付金事業の国庫内示による事業内容の調整を行ったという、このことは分かるんですが、1億5,100万余りと、それから今、道路メンテナンス事業というふう書いてある2億1,700万、この差額6,600万ほどあるわけですが、きっと恐らく同じ工事で増額もしくは変

更になったというふうに理解したんですが、こんな理解でよろしいでしょうか。

議長（河田信彰）

建設水道課長 兄後修一君。

建設水道課長（兄後修一）

鍛冶谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

国の内示額ですが、社会資本整備総合交付金事業のメニューの中にトンネルとか橋梁の補修というものがこれまであったんですけれども、新しく補助事業、道路メンテナンス事業という新しい補助事業を今年から実施するという内示がございまして、全体を含めて組み替えたということが結論的なことになると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

補助事業であれば大変ありがたいんですが、この補助率はどれくらいの補助のことを言ってますか。大体のパーセンテージ。

建設水道課長（兄後修一）

現在、国から内示で聞いております補助率については64.35%ということで伺っております。

以上です。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

ということは、6,600万余りの事業が少し変更もしくは増大になったというのは、その補助事業に関わるから、ここがチャンスということで増えたんだというふうに考えてよろしいですか。

議長（河田信彰）

建設水道課長 兄後修一君。

建設水道課長（兄後修一）

皆さんもご存じのように、トンネルであったり橋梁を持っておる自治体というのは、数、それから規模も違うということで、制度上、補助事業でお願いしたいということで、元来ずっとお願いしてきたのが、かなったのかなということで、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

2点だけ、大綱的にお願いします。

まずは、令和2年度一般会計補正予算の10ページです。

基金繰入れというやつで、財政調整基金繰入金と合併振興基金繰入金、補正前の額プラス補正額、今回も補正額が出ております。

今、コロナウイルス対策ということで、市町の貯金である財政調整基金を崩したりするところも結構あります。能登町においては、地方債残高も大きいですし、公債費の繰上償還ということで、そっちのほうにも一般財源として回すのかなと思っております。

それで、分かる範囲でいいんですけども、今現在の財政調整基金繰入金の残高、今回、補正額を引いた分ですね。それと、合併振興基金繰入金の残高を教えてくださいと、もう一つは15ページの土木費、河川費の河川維持管理費ということで、補正額として620万上がっております。これは河川の護岸改修とお聞きしております。今年度分がこれやと思うんですけども、この事業の内容を少し教えてほしいということと、例えば何年間続けてやって、そういう内容について教えてください。それと、今年度の620万はどの地区の護岸改修になりますか。

以上です。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

馬場議員の質疑にお答えいたします。

財政調整基金の残高見込みということで、現在、今回の補正で基金繰入金が行われております。財政調整基金は5,976万6,000円の繰入れをすると

いうことになっています。

残高見込みであります。令和2年度の補正後の見込みであります。10億5,187万3,000円を見込んでおります。ただ、今、令和元年度の決算調整中でありまして、剰余金の部分で2分の1以上がまたさらにこれに積み上げられるということで、ご理解お願いいたします。

それと、合併振興基金の残高見込みであります。9億8,023万8,000円の見込みを予定しております。

以上であります。

議長（河田信彰）

建設水道課長 兄後修一君。

建設水道課長（兄後修一）

河川の事業ということで、ご質問にお答えしたいと思います。

620万の増額については、当年度から緊急自然災害防止対策事業と緊急浚渫推進事業ということで、2つの計画を作成したところです。

今回の620万の増額につきましては、この施設が適性かということで、春先の芽吹く前に河川の点検をしたところ、2つの河川で修理が必要な河川があるということ判断しまして、2か所の追加をしたところです。

この計画については、令和2年のみの、今年1年限りの事業ということで、増えました河川につきましては真脇川と波並川について新しく補修が必要になったということで追加をさせていただきました。

また、しゅんせつの事業につきましては今年から5年計画ということで、堆積している土砂を撤去していきたいということで事業を進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

ありがとうございます。

これからまた梅雨とか大雨、台風シーズンになります。河川の氾濫というのは非常に危惧しておりますし、そういった面で大事な事業だと思っております。頑張ってください。国から補助なりをもらって、ひとつよろしく申し上げます。

以上です。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（河田信彰）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第55号の13件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第55号までの13件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

休会決議

議長（河田信彰）

日程第29、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、6月9日、10日の2日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、6月9日、10日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月11日午前10時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

起立、ご苦労さまでした。

閉 議

散会（午前10時50分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (河田信彰)

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (河田信彰)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。また、質問の回数は質疑と同様に原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 吉田義法君。

1番 (吉田義法)

おはようございます。

今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で1年間の延期となりました。オリンピックのみならず、夏の甲子園、全国高等学校野球選手権大会をはじめとする多くのスポーツ大会が中止となりました。

中高校生、大学生の多くの選手の皆さんにおいては、肉体的にはエネルギーが満ちあふれ、一生のうちで一番のパフォーマンスが展開できるであろう年齢に戦うこともできず、競技を終えなければならないことは、とても残念なことです。特に最終学年の選手の皆さんのことを思うとかわいそうで仕方ありません。このままコロナ禍が終息するなら例年どおりの大会は開催できなくとも何らかの形で競技が行われることを願っております。

一方、我々議員においては、一たび任期が与えられれば年に4回、予選なしでこの場に立つことができます。毎年の予選は行われませんが、我々は4年に

1度の選挙で町民の代表として選ばれております。ですから、年に4回もあると思わず、一回一回を大事によりよいまちづくりのために誠心誠意取り組まなければならないと考えております。

それでは、通告のとおり2点質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症による地域経済緊急対策について質問します。

国内の新型コロナウイルス累計感染者数は昨日現在で1万7,967人、退院者数が1万5,953人、死亡者数が938人、治療中の感染者数が1,076人と、一時治療中の感染者が1万人を超えたことを考えると確実に終息に向かっていると思われれます。しかし、新型コロナウイルス感染症がもたらした経済に対する影響は甚大で、感染者が今のところ出ていない能登においても大打撃が与えられました。このことにより、国では事業継続支援給付金や雇用調整助成金、県では感染拡大防止協力金など経済支援策が取られています。

能登町においても、持続化応援給付金などの経済緊急対策が取られています。町の事業と町が窓口となる事業がありますが、これらの進捗状況とその反響をどのように捉えているか。特に町の持続化応援給付金の宿泊業と飲食店がらぶる応援給付金の申請状況はどの程度か。また、未申請事業者の把握はできているのか。未申請事業者があるのであれば、なぜ申請されていないのか。その申請促進策はあるのか。以上についてお答えください。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

吉田議員の質問にご説明をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症対策により、各地区の祭礼やイベント、また各種行事やスポーツ大会の中止や延期、不要不急の外出抑制などで当町の地域経済や住民生活に大きな影響が出ています。この緊急事態に対応すべく、議員各位のご理解を得まして、去る5月議会にて地域経済を支える事業を行うため予算の補正を行い、また今議会においても地域経済対策の追加補正をお願いしているところであります。

議員ご質問の町独自の地域経済緊急対策事業ではありますが、全国的な移動制限等によって宿泊者数が激減している宿泊業や、外食の自粛要請などにより売上げが急激に落ち込んでいる飲食業を支援する町持続化給付金や、食事の持ち帰りや配達、移動販売などの取組を行う飲食事業者に対してテイクアウト応援事業があります。

進捗状況についてですが、本日現在で、宿泊業がんばる応援給付金については、予算執行率で申しますと81%、飲食業がんばる応援給付金については89.1%。テイクアウト応援事業については、これは石川県の新分野チャレンジ緊急支援費補助金と支援内容が重複しているものもありますので、有利な県補助金の申請を勧めているところでもありますので、進捗率は3%となっております。

周知につきましては、町ホームページ、有線テレビ、町広報誌や農家民宿群での説明会のほか、商工会員にチラシを配布いたしました。

いまだ未申請の事業者につきましては、申請期限が今月末ということもありますので、いろいろな機会、商工会員は商工会で、観光協会員は観光協会で、農家民宿の事務局等を通じまして制度の再周知を行い、申請促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

どの経済支援策についても申請手続はできる限り簡素化してあるようですが、このような申請に不慣れな方がいますので、対象事業者においては漏れなく申請をしていただくよう、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

石川県では、緊急事態宣言が解除され、約1月がたちます。県内の新型コロナウイルス累計感染者数は昨日現在で299人、退院者数が239人、死亡者数が27人、治療中の感染者数はピーク時には200人ほどいましたが、現在は33人となっております。33人のうち、金沢市と白山市の方が1人ずつ、あとの31人はかほく市の方で、ほとんどはクラスターが発生した二ツ屋病院の関係者だと思われます。この5日間、新たな感染者が出ていないので、県内でも終息しつつあると思われます。

県内にも他県からの観光客は入ってきています。県内での移動も少しずつ増えてきているため、終息しつつあるとは言ってもまた第2波、第3波が来るおそれがあります。そうなると、再び緊急事態宣言が発令される可能性があり、今以上の業種の方に影響が出る可能性が考えられます。その際の経済対策について考えはありますでしょうか。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、吉田議員の質問に答弁させていただきますけれども、吉田議員がおっしゃるとおり緊急事態宣言が再び発令されますと、再び地域経済や地域生活に多大な影響が出ることは必至で、さらなる追加の対策が必要となってきます。

今定例会議には、町の地域経済緊急対策事業の第2弾ということで、当町の経済活動を支えてくれております産業を守り、そして維持していくために、公共交通緊急対策事業や観光バス事業がんばる応援給付金、そして事業継続支援事業などの追加補正を行っております。

今後につきましては、議員がおっしゃるように今以上の業種に影響が出る可能性はあるというふうに考えられますので、地域経済や地域生活を再び活性化させるために、国の動向をしっかりと注視しながら、国や県の地域経済緊急対策施策の状況等を踏まえながら、可能な限り町としての対策を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

第2波など考えたくはありませんが、やはり現状では対策をしっかりと考えしておく必要があると思われまます。

国の特別定額給付金、1人につき一律10万円が支給されるものについてですが、私個人的には本当に困っている方のために使われることが望ましいと考えていますが、そのような審査をするとたくさんの方の時間と労力、費用がかかるため、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律という手段が取られたわけです。これについては私も納得はしております。

先日の説明では、能登町において90%以上の方が申請済みだと聞いております。私も申請をしました。町長は、町職員の特別定額給付金申請並びに給付金の利用についてどのように考えを持っておられますか。また、町長は申請をされましたか。申請されているようなら、どのように利用されるのか。差し支えがなければこれについてもお答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、特別定額給付金事業は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つということで、議員がおっしゃるように簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うためという目的で実施されている事業であります。家計への支援を行うとともに、特別措置法の緊急事態宣言の下、大幅に落ち込んだ観光業、そして飲食業などへの消費を喚起し、経済の活性化を期待して行われるというものであります。

町民はもちろんのこと、職員一人一人につきましてもこの給付金を受給する権利を有しており、その用途について強制することはできませんが、この事業の趣旨を考慮し、職員も決して辞退することなく申請し、そして地元の商店や飲食店などで使うことで地域経済の活性化が図られるものと考えております。

また、私自身のことですが、私ももう申請は終わっております。既に振り込まれておりますが、これはできるだけ地元の飲食店で、できるだけ使っていきたいというふうに考えております。

議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

1 番（吉田義法）

町長のお言葉、大変よろしいかと思えます。

倒産や廃業する事業主が出ると町内の働き口が失われ、人口減少にさらに拍車がかかります。それを防ぐには中小事業者、個人事業者への支援が不可欠であります。町としてはできる限りの対策を講じていただきたいし、そういった際はできる限り素早く対応し、公表してください。対象者にすると不安なわけですから、少しでも早く手を差し伸べることが重要です。そのことが住みよい町、住民に優しい町としてのアピールにつながるというふうに思っております。

また、特別定額給付金の10万円については、町長がおっしゃるように町職員の皆さんにも必ず申請をしていただき、ぜひ町内で使っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

避難所の周知並びに避難所の開設について質問します。

近年の異常気象に備え、避難所、避難場所を整備し、災害の際は速やかに避難してもらうことが重要であります。そのためには避難所、避難場所の周知を明確に示しておくことが必要です。

少し私も調べてみたところ、指定避難所についてはホームページと各家庭に配布されている2020年版の能登町暮らしの便利帳に載っていました。この冊子ですね（資料提示）。しかし、居住区並びに災害ごとの避難所の周知はされ

ていないように思ったのですが、それはどのようにされておりますか。お答えください。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、吉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

居住区並びに災害ごとに避難所の周知についてのご質問でありますけれども、現在、当町では避難生活の要件を満たす小中学校や公民館、保育所など42の公共施設を避難所に指定しております。

これらの避難所の周知としましては、町では日頃からの災害に備えていただくため、災害に応じたハザードマップを作成し、町民の皆様へ災害から身を守るために配布をしております。例えば、津波から危険がある地域には津波ハザードマップ、そして大雨等により土砂災害の発生の危険がある地域には土砂災害ハザードマップ、それから河川が氾濫し浸水する地域には洪水ハザードマップをそれぞれ作成し、その危険のおそれのある各世帯へ配布をしております。

また、議員おっしゃるように、今年の春には各ご家庭に配布させていただきました能登町暮らしの便利帳に指定避難所一覧表で災害種別に応じた避難所を確認できるようになっております。

これらのほかに、町ホームページやN T Tと共同で作成しております防災タウンページ、それから国土地理院の地図、またヤフーの防災アプリ等で閲覧もできるようにしているところであります。

以上であります。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

ホームページは見る方ができない方がいますので、加入率が高い町の有線テレビで避難所一覧を掲載することが望ましいと考えます。

先ほどハザードマップが配布されておるといふふうに言われておりましたけれども、恐らく危険地区を示されているのじゃないかなと思うんですが、ただ避難所についてはどこどこの地区の方はこの避難所に避難してくださいというふうなハザードマップではないかなというふうに思っているんですが、間違いでしたら訂正をしてください。

また、有線テレビでは住んでいる地域を設定すれば避難場所や津波避難場所が表示される機能がついているようですが、地域が設定できないため、表示ができない状態となっております。これは早急に改善すべきだというふうに思います。

なお、暮らしの便利帳は生活に関わることがいろいろ載っており、しかも見やすく、読みやすく、大変分かりやすくなっております。しかし、居住区ごとの指定避難所が明示されていません。

地区によっては、指定避難所が1か所である、または明らかに居住区からの距離がはっきりしているところは住民の皆さんも自分たちの避難所を把握していることと思いますが、例えば宇出津地区で老人憩いの家たなぎ荘、しらさぎ保育所、こどもみらいセンター、コンセールのと、こういった施設に近い居住区の方や、能都体育館、ひばり保育所、能都中学校、能登高校に近い居住区の方は災害の種類によっては対象外の施設もありますが、いずれの施設からも距離が同じくらいの居住区の方は避難する際、迷われるのではないかとというふうに思います。また、松波小学校、松波中学校、松波公民館は洪水、土砂、高潮、地震、津波のいずれの災害にも対象となっている施設であります。このような地区の住民の方はさらに迷われるのではないかとというふうに考えます。

基本は居住区ごとの避難所として設置されていると思いますが、偏りがなくスムーズに避難していただくことを考えると改善が必要だと思います。町の見解をお聞かせください。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、吉田議員のご質問にお答えしたいと思います。まずハザードマップですが、ハザードマップには災害の危険区域、または浸水区域のほかに指定避難所とか避難場所など、防災に関係する情報も掲載されておりますので、町民の皆様にはぜひ一度ご確認いただきたいというふうに思います。

また、ご指摘の有線放送のデータ放送の件でありますけれども、議員ご指摘のとおり、避難場所の掲載機能につきましては現在、操作設定を行える状態には残念ながらなっておりません。

理由といたしましては、町では昨年から行政施設の移転や休止によりまして、指定緊急避難場所や指定避難所の見直しを行い、今年の4月1日より、追加・修正を行ったところであります。

具体的には、施設を解体した旧白丸小学校や休廃止している旧瑞穂小中学校、

それから耐震基準等々を勘案しまして大幅な見直しを図ったところでございます。そういったことで、データ放送にいま一度修正が必要ということで、まだ間に合っておりません。

町民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、できるだけ早く有線テレビのデータ放送に分かりやすく掲載できるように、対応できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

1 番 吉田義法君。

1 番（吉田義法）

最後の質問です。

指定避難所、自主避難所開設は誰が判断していますか。もちろん町長だと思えますが、速やかに開設するには地区ごとに避難所の開錠を行う担当の町職員が決められていると思えます。その職員の判断で開設できるよう権限を与えるべきだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

避難所の開設の判断と、速やかに開設するには担当者に権限を与えるべきではないかというご質問でありますけれども、現在、町では避難所の開設マニュアルを作成しております。このマニュアルに基づきまして避難所の開設を行うこととしております。このマニュアルは、避難所において発生することが予想される課題解決に向けた取組の基本的な事項を示しております、円滑な避難所の開設運営が行われることを目的としております。

まず避難所の開設判断は、議員がおっしゃるとおり災害対策本部長である町長が指示を出すこととなります。ですが、避難所の開設基準としましては、災害種別にもよりますけれども、風水害の場合は、避難情報の発表に基づきまして判断しておりますし、また地震災害の場合は、原則として震度4以上の地震が発生した場合は速やかに開設の判断をしまして開設の指示をいたします。このほか、台風が接近、直撃するおそれがある場合、または長時間降り続く雨の影響で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合など、気象情報や町民からの自主避難の問合せ状況等も勘案いたしまして、自主避難対応避難所を開設するこ

ととなっております。

町では、42か所の指定避難所のうち、大規模災害時において迅速に広域避難をする避難所を13施設、自主避難をする方の対応を兼ねるものとして15公民館と崎山山村開発センターの16施設を自主避難対応避難所としております。これらの避難所にはそれぞれ町担当職員を指定しております。

町担当職員には、指示がありましたら速やかに避難所の開設を行えるように避難所周辺に居住する職員を指定しております。また、施設のスペアキーを配付してありまして、夜間や休日に災害が発生した場合にも対応できるような体制としております。

避難所の担当職員には、毎年、避難所開設についての説明会や打合せを実施しております。開設の手順や運営等について確認をしたり、速やかな避難所開設に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

担当者にはしっかり説明されておるということで安心をいたしました。

指定避難所、自主避難所については、指定管理者が指定されている施設や、先ほど出ましたけれども公民館などのように臨時職員が配置されているような施設などもあり、開錠するのはいずれも町職員の方であると、そういった場合が多いというふうに思われます。ただ、公民館のような施設は公民館職員が開錠したほうが早い場合があるかもしれません。

町職員の、町のほうだけ誰が開けるかとか、そういったことを把握していてもいけないというふうに思います。特に指定管理に出されているような施設については、どういった状況で、どういった者がそこを開錠するか、そういう情報を一方通行ではなく、いずれの場合においてもお互いに情報を共有し、混乱が生じないように緊急時に備えておく必要があるというふうに思っておりますので、引き続き緊急時に備えていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（河田信彰）

以上で、1番 吉田義法君の一般質問を終わります。

それでは次に、3番 馬場等君。

3番（馬場等）

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、質問事項が多いので、早速質問に移ります。

今ほど吉田議員のほうからも指定避難所、緊急避難場所のお話がありました
が、自分のほうも今からそのテーマを主に行います。議長に最初言われたよう
に、ダブることなくそういう質問をしたいと思います。

私が昨年の9月の定例会で行った一般質問に関する事業の進捗状況について
尋ねます。

昨年の6月18日夜10時22分に、山形県沖を震源地としてマグニチュード6.7の地震が発生しました。能登町でも震度3の揺れを観測し、10時24分に津波注意報が発令され、約500人余りの人が地域の避難所に、そのほかにもたくさんの方が高台の緊急避難場所に避難されました。そのときは津波による被害もなく、本当によかったのですが、津波避難解除までかなりの時間かかりました。その間、皆さんは不安な状態で過ごされました。翌日、小学校、中学校の体育館の避難された人から、「体育館内では防災行政無線も聞こえないし、テレビもない。災害の情報が入ってこなかった。大変不安だった」という声を聴き、9月の一般質問で取り上げました。そのときは町のほうから大変前向きな回答をいただきました。しかしながら、もう1年がたちましたが、まだ小学校、中学校の体育館での情報環境が整ったとの話も聞いていません。これは梅雨に入り、大雨による洪水や台風シーズンへと続きます。災害はいつ起こるか分かりません。

改めてお聞きします。広域指定避難所であり、もちろん指定避難所でもある小中学校の体育館及び保育所の遊戯室らで、災害時に音声告知放送、テレビ放送及びWi-Fi接続を含むインターネット接続等の基盤整備及びテレビの設置の事業の進捗状況をお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、馬場議員の質問に答弁させていただきます。

指定避難所であります小中学校等の情報環境の整備についてであります
が、柳田地区、そして小木地区を除く内浦地区につきましては、有線テレビネットワーク施設再整備事業におきまして、避難所となっております小中学校の体育館及び保育所の遊戯室等に、音声告知放送、テレビ放送及びWi-Fi接続を含むインターネット環境基盤の整備が昨年度完了しております。小木地区につきましては今年度中に完了を予定しておりますし、また能都地区につきましては

は来年度に事業を実施する計画としておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、テレビ本体の配備についてであります。旧庁舎で使用しておりましたデジタルテレビ数台を避難所用の情報機器として現在、総務課の危機管理室で保管しております。保管場所について管理者と相談しながら、状況に応じて必要な避難所に設置していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

何回も言いますけれども、災害はいつ起こるか分かりません。進捗もしているようですけれども、なおそれにスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。

次の質問も昨年の9月に行ったものの確認です。

先ほど吉田議員の言った指定避難所、緊急避難場所の一覧表についてですけれども、昨年、私は平成24年12月に作った一覧表について、これはそのときホームページから出した一覧表でしたんです。その一覧表を見て、2つの指摘を行いました。1つは、災害の種類によって避難所が分かるようになっていない。2つ目は、収容人数の算定根拠が分からない。さらにお願として、AEDの設置も分かるようにしてほしいというものでした。

現在、ホームページを開くと、先ほどの総務課長のお話にもあったように、令和2年4月1日での新施設も含め、でき上がった能登町の指定避難所、緊急避難場所の一覧表が載っています。それには私の2つの指摘と願いが反映されたものになっていました。ただ、残念ながら抜けたものもあります。避難所の電話番号、それから海拔の表記、そして収容人員です。ぜひ、それらも入った一覧表を再度作っていただきたい。

そして、それを作ったならば能登町のケーブルテレビとかそういう媒体もいいんですけれども、情報弱者の人の目線で考えるとなかなかアクセスできない。そういった面では今、例えばコロナウイルスの感染のチラシとか、それから以前作られた災害レベルによるチラシとか、そういうふうな形で、チラシもしくはパンフレットで全世帯に配布すればいいと思うんですが、いかがですか。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、指定避難所、緊急避難所などの情報が入ったチラシとか、あるいはパンフレットにつきましては、現在のところ配布は考えておりませんが、先ほど来お話が出ておりますハザードマップあるいは暮らしの便利帳が各世帯に配布されておりますので、そちらのほうでご活用いただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

再度、ちょっと自分としてはチラシのようにして、例えば冷蔵庫にマグネットでくっつけてすぐ自分の地区の避難所が見れるように、もしくは災害種別で、今この災害が来ているという場合にどこへ逃げるか、すぐ分かるように、お年寄りでもなかなかページをめくるといことも難しいかなと思うものですから、冷蔵庫あたりにマグネットでチラシをつけるような方向でひとつ再度お願いいたします。

それともう一つ、AEDなんですけれども、その一覧表に設置場所が書いてあります。指定避難所は42か所でしたか、そのうち設置されているのは34か所、残り8か所、自分のところの近くでいうとなごみなんかも含めて8か所にはAEDが置いてありません。できましたら指定避難所になるくらいのところですから、町のほうにもあと8か所置いていただくようお願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、指定避難所での新型コロナウイルス感染症対策についてです。

いろんなところで言われるとおり、世界はコロナ以前とコロナ以降で大きく変わろうとしています。避難所においても例外ではないと思います。

今年の5月16日に局地的な大雨の被害を受けた熊本県美里町では、避難所の入り口で検温や健康状態の確認、37.5度以上の発熱がある人は別室に誘導することを決めました。また、昨年、台風15号、19号で甚大な被害を受けた千葉県南房総市では、避難所である体育館での1人当たりのスペースを2平方メートルから3平方メートルへとマニュアルを変更し、避難者同士が対面とならないように配慮するなどの対応を決めました。近いところで珠洲市では、3つの密を避けるために一人一人十分なスペース確保のため、避難人数によっては各小中学校の体育館のほかに空き教室を使うこととし、指定避難所以外の公共施設も利用するなどの対応を決めています。

それでは、能登町の指定避難所での新型コロナウイルス感染対策についてお聞きします。

避難所入り口での対応、避難所内での対応、避難所内での3密対策、またマスクとか消毒液、体温計ら、新たな備蓄品の対応について、それぞれお答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、今後、新型コロナウイルスによる感染症と、そして自然災害による複数の災害が同時に起こる可能性も考えられます。避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要と認識しております。

当町といたしましても、内閣府が発出しております「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」等を参考にいたしまして、備蓄品や運用体制について準備及び対応をしているところであります。

避難所を開設した場合の備蓄品を含めた町の対応ということではありますが、受付時のチェックといたしまして、避難者には発熱、せき等の体調の確認などを行います。そして、そのために非接触型体温計やアルコール消毒液、マスク、ウェットティッシュ、ペーパー歯磨き等を、まずは16の自主避難所に設置するよう準備を進めております。

また、避難者の方で、新型コロナウイルス感染症を発症している方、あるいは発症の疑いがある体調不良の方がいる場合には、別室での分離を行い、保健所や病院等と十分に連携し適切な対応を図りたいと考えております。

そして、避難所での3密対策についてであります。当町では通常1人当たりの避難スペースを2平方メートルとしておりまして、避難所の収容人数を計算しております。しかし、感染リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する方、障害者、妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設ける、またはテーブル等によりまして2メートル間隔の確保や、場合によっては飛沫感染を防ぐため、パーティションや段ボールで避難スペースを仕切るなどして、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるように対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

今ほど町長のお話にもありましたように、3密対策などにより体育館などは1人当たりのスペース、2平方メートル、これはコロナ以前の畳1畳分ぐらいですか、それが3平方メートルから、もしかすると4平方メートル、倍近くになったりします。そうすると、避難所に避難できる人員の数が単純に言えば半分近くなると思います。まして今回、先ほど総務課長も言われたように、避難所の指定の見直しで、以前の避難所の数50か所から42か所に8か所減っております。また、収容人員においては県の施設の収容人員の算定の見直しもかかり、大幅に減っております。

コロナ以降の避難所を考えると、今、能登町の指定避難所だけでは数がやはり足りないんじゃないか、そういうことを含めて新たに避難所を指定する等、何らかの対策を考えておられますか、お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、新たな避難所の指定については現在のところは考えておりませんが、発生した災害や被災者の状況等によりましては、避難者の収容人数を考慮しまして、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、地域の一時避難所であります地区の集会所や、あるいはふれあい公社管理の宿泊施設等、活用、開放も検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

能登町が管理している、また国民宿舎とかそういうところもそういう場合は、町長が社長であると思っております。そういうときはひとつよろしく願いいたします。

では、次の質問です。

東日本大震災で岩手県大槌町の役場職員の方が40名亡くなくなりました。そのうちの28名の方は、災害対策本部があった役場庁舎内と庁舎前の駐車場で

津波の犠牲になられました。それから6年後にそのときの検証報告書が提出されました。それによると、大槌町には仮設本部設置規程があり、役場庁舎の災害対策本部が被災した場合は300メートル先で役場庁舎よりも10メートル高いところにある中央公民館に仮設本部を設置することになっていましたが、実際の対応や実際の訓練では役場が災害対策本部であったことや、多くの職員は津波の危険性に対する認識が十分でなかったことにより、役場庁舎が被災したにもかかわらず、中央公民館ではなく役場庁舎駐車場で仮設の災害対策本部を設置したことがその犠牲につながったものと書かれております。

仮設本部設置規程についても、役場職員の認識については4割近くの職員は知らなかったとのことでした。災害対策に関する職員の教育訓練については、必ずしも十分に行われていなかった。この結果、災害対応ができる人員が育っていなかったと考えられておりました。

では、能登町ではどうでしょうか。能登町避難所開設マニュアルには、町対策本部については次のように書かれています。「災害時に町長を本部長として、能登町役場に設置され、地域の災害対応全般に当たる組織」、これが災害対策本部となっています。

災害対策本部が設置される現能登町役場は、万が一被災の可能性は、災害を受ける可能性はないだろうかと思いました。新しい指定避難所、今、令和2年4月1日現在の指定避難所の一覧表を見ると、この隣にあるコンセールのところが指定避難所になっています。ここは驚いたことに洪水、高潮、津波に対しては対応できる避難所になっていないです。したがって、その隣にあるこの能登町役場は洪水、高潮、津波の危険性があることとなります。万が一能登町役場が被災した場合は、大槌町のように役場庁舎前の駐車場で災害対策本部は設置すべきでないのが当然です。

ではお聞きします。能登町災害対策本部が万が一被災した場合、仮設対策本部はどこに設置することになっていますか。また、その設置場所に関して職員は知っていますか。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、対策本部の設置につきましては、能登町災害対策本部設置要綱及び運営マニュアルに基づきまして、本部長が指定する場所に置くとなっております。気象情報等の収集・伝達、被災者等の安否確認、被害の状況、職員への指示や行動伝達、災害対策本部の庶務全般を補う上で、

役場本庁舎に設置するのが妥当と考えておりました、現在は新庁舎の3階302会議室を想定しております。

しかしながら、本庁舎が万が一被災した場合は、内浦総合支所または柳田総合支所を代替施設といたしております。職員の安否確認、災害対策本部への参集や対策本部からの指示等に関しましては、職員の緊急連絡システム（バーズ）によりまして連絡する体制を整えております。

また、職員の災害への危機管理につきましては、人事異動等もあることから毎年4月に各課に対しまして、災害時職員行動マニュアルの見直しを依頼しており、その中でも災害対策本部の設置や職員の心得、分担業務等の確認を行っておりますし、併せて各避難所における担当職員を選任し、避難所の開設・運営につきましても説明会を開催しており、職員一人一人が災害に対して高い意識と危機感を持っているものと理解しておりますので、議員にもご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

内浦総合支所及び柳田総合支所が、能登町役場が災害に遭ったときの仮設になるということだと思います。ただ、ここが災害を受けるぐらいのそういう規模というか災害になると、なかなかそこまで行く道路の寸断とかいろんなことで非常に難しい状態もあるなと思いますもので、実際としては近くの高台にある、例えば能都中学校、もしくは崎山山村開発センターなどが万が一の場合の仮設の対策本部としていいんじゃないかなと思います。町のほうでまたひとつ検討していただきたいと思います。

それとちょっと余談になりますけれども、ここに一つの数字があります。事前に能登町役場の職員さんの中でどれぐらいの人が防災士の資格を持っているか、お聞きしたものです。4月1日現在、職員385名、防災士の資格を持っている方は40名です。ところが課長職以上で持っている方はたった1名です。

危機管理の考え方の習得、それに基づいた災害対応体制の構築や教育訓練、気づきができる組織づくりのためにはぜひ課長職以上の方は資格を取るべきだと思いますが、いかがですか。町長のお考えをお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員がおっしゃるように防災士の資格というのは非常に大事なものだというふうに思っております。ただ、防災士の資格を持てばオーケーかというふうにはないというふうに思っています。課長職以上の職員に関しましては、危機管理意識もしっかり持っておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

ちなみに、こちら議員のほうは自分が知っておる範囲では14名のうち7名は資格を持っているということです。

次の質問に移ります。

役場跡地整備計画案についてです。

私は、平成30年の7月31日から平成31年3月11日までの間、役場跡地利活用検討委員会の委員として参加いたしました。4回の会議を重ね、その中では小学生、中学生、高校生、町民に対するアンケート調査なども行いました。それらを踏まえ検討し、委員会の総意として答申書が町長に提出されています。

その答申書には、跡地に建物を建設する場合の選択肢としては、祭りの観覧や展望の場としての活用はもちろん、津波避難の場として併用できることが望ましいとあり、委員会では次のような意見も出ました。「この場所は津波到達想定時間が短いことから、緊急避難場所としての機能が望まれる」、そのような意見も出ましたし、そういう建物として津波避難タワーや、もしくは災害協定による津波避難ビルというような意見も出ました。

今回、6月3日の全協において役場跡地整備計画案が提出され、跡地に建設する建物として展望デッキの案が出されました。この建物は、形態や高さの観点から見ても津波を想定した建物には見えません。

そこでお尋ねいたします。この展望デッキは、津波に対する緊急避難場所として指定されますか。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、国の内閣府から示されております指定緊急避難場所の指定に関する手引きでは、津波の安全区域に該当しない区域に津波浸水想定区域を例示しており、旧能都社会福社会館、旧能都庁舎であります。これは津波浸水想定区域にあることから、現在、津波の緊急避難場所には指定しておりません。

建設予定の展望デッキを津波に対する緊急避難場所として指定するのかのご質問であります。展望デッキは高さについては現在4.5メートル程度を計画しております。この場所は、石川県が公表しております浸水想定区域図では最大1から3メートルの浸水深となっておりますが、想定外の津波や、あるいは津波によります構造物の破壊や漂流物などからの二次災害も懸念され、また津波からの避難となりますと、やはり宇出津小学校あるいは崎山台地などの高台への避難がより安全で望ましいと思っておりますので、展望デッキに関しましては緊急避難場所として指定することは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

先ほども言いましたとおり、津波の到達時間が大変短い、津波が来る可能性が非常にありますもので、逃げ遅れた人が高台とかそういうところへ走ってとか、避難する時間がない場合も出てくるかなと思います。そういった場合、本当に近くの高台とか、高い建物、避難ビル、そういうものがあればやはり町民の安全を守れるかなと思います。

それともう一つ言えるのは、自分は思っているのは、能登町は海岸線の長さが48キロあります。海岸近くに公共施設を建てるならば、避難所もしくは緊急避難所の機能を併せ持つものを建てるというのは、自分としては防災、減災の観点から見ると当然のことだと思います。

展望デッキに関しては案であって、まだ決定したことはないとも聞いています。ぜひもう一度、答申書を踏まえて、祭りの観覧や展望の場としての機能とともに、災害に対する緊急避難場所としての機能も併せ持つ建物にしてほしいと思います。

では、最後の質問です。

先ほど、これも吉田議員のほうからも出ておりましたが、新型コロナウイルスの感染症の影響により、能登町においても春先から各種のイベントの中止、そしてこれから夏、秋にかけての祭りの中止、これは大変能登町地域経済に大

きな打撃を与えます。

町としては、事業者や個人への支援制度を行っていることは皆さんご存じのとおりです。しかし、事業者の皆さんが事業を継続するにはやはり売上げがなくではなりません。それには町民の購買意欲を喚起させ、事業者の売上げを上げる施策が必要だと思えます。既に全国でも県内でもその動きが始まっております。国からの定額給付金が能登町にも入ってきます。1人当たり10万円、人口1万6,500とすれば約16億5,000万のお金がここに入ります。その金額は能登町の地方税、税収の約1年分、16億前後ですから、それに当たる大きな金額です。この金額に関していろんな市町、県、いろんなところからそれを取り込みたいという施策がたくさんあると思えます。できましたら、能登町でそのお金の何割でも使ってもらいたいと思えます。

政策の一つとして、やっぱり考えられるのはプレミアム商品券の販売がいいと思えます。もう既に珠洲市をはじめ県内、県外の市町村で発表されております。形はいろいろあるかとは思いますが、プレミアム商品券によりいただいたお金プラス、またさらに町内で買う利点というか、そういうのがあるということになれば少しでも地域経済にお金が落ちるかなと思えます。

プレミアム商品券に関して、能登町はどのように考えますか。お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、先ほど吉田議員にも答弁させていただきましたが、当町の地域経済が大きく落ち込み、危機的な状況が続いていることから、第1弾の緊急対策として、5月議会では地域経済を支えるための予算の補正を行いました。そして第2弾としまして、今議会においても追加の予算の補正をお願いしているところでもあります。

議員のご提案の能登町独自のプレミアム商品券についてであります。町民の皆様にもなじみのある事業ということで、即効性もあり、とてもよいご提案だというふうに思っております。町民の皆様には、購入のご協力をいただくことで町内消費を喚起し、域内循環を図るわけですから、町民の皆様が購入したいと思っただけのような魅力あるプレミアム率の設定、そして販売枚数、販売方法、販売時期などについて、過去の商品券事業を振り返って検討したいというふうに考えておりますし、また町商工会や関係団体のご意見もいただい

た上で、地域経済緊急対策の第3弾として、速やかにご提示できるよう進めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

今、大変、町長のほうから前向きなお話を伺ひまして、ただ、プレミアム商品券に関しては、定額給付金が届く前から、3月、4月からやっておられるところもあります。スピード感を持ってやらないと、今から夏、秋にかけてのお祭りがなくなるということで売上げがこれから大変になります。できれば早急にプレミアム商品券を発売していただくことをお願いいたします。

最後になりますが、一言だけちょっとしゃべらせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策で危険を顧みず対応された医療従事者の皆さんや、社会インフラを維持するために日夜仕事に励まれた皆さんに心から感謝をいたします。そして、忘れていけないのは、自分は前回もちょっと一般質問で言うたんですけれども、小学校が休校となったとき、子供たちの受皿となり約3か月間、コロナ感染の不安の中で朝から子供たちを預かった学童保育の職員さん、そして支援員さんです。我が子を家に残して学童に来てくださった支援員さんもいると聞きました。大変感謝申し上げます。

医療従事者への特殊手当とかはあるんですけれども、できれば能登町においても、一生懸命頑張られた学童の職員さん、支援員さんにも何らかの手当を考えていただきたいと思います。そのことを強くお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、3番 馬場等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。再開は25分より、よろしく申し上げます。
(午前11時14分)

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時25分再開）

それでは次に、14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

通告に従って質問いたします。

まずは、役場跡地整備の解体工事について質問する前に、解体に至るまでのおおよそのことをおさらい、再確認したいと思います。

2年前の2018年7月31日から、役場跡地利活用検討委員会が12名の検討委員の方、そして事務局としての役場職員の方4名の方を含んで、このメンバーの構成で4回の会議を開かれ、最終は2019年3月11日の最終報告に至っております。その答申では、2020年、新庁舎に移転した後は建物を除却し、新たな土地利用を考えることを結論とするというふうになっておりますが、除却という聞き慣れない言葉なんですけれども、要は解体して新しい利活用を考えなさいということやと思います。また、解体は防犯上も景観上もよろしくないから、できるだけ迅速にすべきというふうにうたっております。

なお、今後の利活用の基本方針として、人々が集まり、安心して憩える、町の振興に役立つ場所とうたわれ、管理に関しても、今後とも町が所有し、公的に管理すべきであるとも書いてあります。

私たち能登町民は、分けても私のような宇出津地区の町民にとっては、私自身はあんまり覚えてないんですが、昭和7年にできたサイレン塔のある大変ハイカラな役場があったそうです。そこから40年たって、47年に建設されたのが現在の庁舎であります。この地は、宇出津小学校の校歌にも「城山緑したたりて 波静かなる宇出津湾 にぎおう出船 入船に 運ぶ海幸 山の幸」と歌われました。私たちはこの歌を大変愛して歌いました。それほど商売にも、それから漁業にも、またキリコ祭り、山祭りとか何かにつけて人々が集まり、この宇出津湾の風景を支える大事な要でありました。そういう意味ではシンボルでもありました。

残念ながら、昭和47年から築48年目となります。老朽化が進み、耐震基準値も不適合。また、津波浸水区域にも指定されており、町の説明によれば、「この先、改修や修繕を繰り返しても最終的にはもう一度建設しなければなりません」、そんな説明について、大変寂しいけれども解体、除却に踏み切られたことは、私自身も認めざるを得ないというふうに納得するものです。

以上、再確認して、それでは順番に、この点に関しては4点のことを質問いたします。

第1点目、役場跡地整備事業のスケジュールでは、本年1月から5月までの5か月間で完了した業務として、アスベスト、ダイオキシンの環境業務を実施となっておりますが、どのような業務で、そしてまたどんな結果が出たのか、お答え願います。

次に第2点目、事前調査として工損調査という、私には聞き慣れない初めて聞いた調査ですが、1,785万3,000円かけて6月から8月にかけて実施となっておりますが、これはどのような調査なのか。また、この予算はどこに計上してあるのか。お答えください。

次に第3点目として、解体工事については本年9月から来年3月までの7か月を工事期間として3億300万の予算を計上しておられますが、さきの跡地利活用検討委員会の会議録によれば、下野副町長は委員として、「騒音やほこり、振動の対策が必要になるが、現庁舎を切り取りながら解体していかなければならない」と、付近住民や町内会にとっては大変ありがたい発言をされております。具体的にどのような工法で進められるのか。そして、付近住民の安全や環境対策はどのように確保するのか。大変な重要なことです。お答えください。

また同時に、第4点として、副町長は「解体等にかかる財源として約10億積み立てております」と発言されております。今予算ではどのような財源を充てているのか、説明をしてほしいと思います。補正予算書には、財源内訳として3億1,370万が地方債となっております。

以上、1点目としてアスベスト、ダイオキシンの件、2点目として工損調査についてその内容と予算、3番目として解体の工法について、そして付近の住民の安全確保、4点目として解体工事の財源について、以上4点、明確にご答弁願いたいと思います。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

鍛冶谷議員のご質問の1点目から3点目までにつきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

1点目のアスベスト、ダイオキシンの環境業務の業務内容と結果についてのご質問ですが、業務内容につきましては、旧役場庁舎の外壁及び内装の天井や機械設備の保温材などから試料を採取し、アスベストの含有率の分析調査を行ったものであります。

分析する試料を25か所から採取を行い、その結果、1階金庫室の天井のほか、それぞれの階の機械室の5か所から、全てで5か所からアスベストの含有

が認められました。

この結果を受けまして、アスベスト除去については、解体工事においては現場内にセキュリティハウス、これはナイロンでそういうハウスを設置いたしますが、作業員の安全及び周辺への飛散防止を図るための対策費用を解体工事に計上しております。

次に、工損調査、これは解体工事前の周辺の建物の事前調査になりますが、周辺の建物について地盤や周辺の状況、また建物の構造や経年劣化などにより影響が出る可能性がありますので、このために周辺の建物について、工事による影響の有無を確認する必要があることから、現況の確認を行う事前調査が必要となります。

事前調査は、調査員が建物についての聞き取り調査や現地で基礎コンクリートなどの亀裂、柱や敷居の傾斜、床・天井の亀裂や破損状況、外壁の状況、塀や擁壁等の外構に損傷がないかを目視確認を行い、記録として写真撮影を行います。

今回の調査は、旧庁舎から半径40メートル以内の範囲を基本としまして、道路などで区切られた区域内の建物37棟を調査対象としています。

調査の実施につきましては、今後、建物所有者への説明会を実施し、8月までの3か月間を予定しております。

工損調査業務の予算の計上ではありますが、令和2年度の当初予算書、今ありませんが、103ページ、7款1項3目の観光施設管理事業の12節委託料に計上してあります。

3点目の解体工事の工法と付近住民の安全、保全の確保についてですが、旧庁舎解体工事の流れ、対策につきましては、まず周辺と工事現場の境界に高さ2メートルの仮囲いを行います。また、建物全体に外部足場を設置するとともに、その足場全てに防音対策として防音パネルの設置を行います。

旧庁舎の解体につきましては、大型クレーンにより解体重機を屋上までつり上げ、圧砕機、これはバックホーにはさみを取り付けてあるような機械になりますが、圧砕機により屋上から3階部分までを順に階上の解体を行い、解体材は50トンクレーンにて順次荷下ろしを行うことで大きな解体材の落下を防止し、振動を抑制します。1階及び2階については地上からの解体となります。

基礎等の地下構造物の解体時は、周辺が軟弱地盤であるため、現状地盤から深さ7.5メートルにおいて鋼矢板を無振動工法で行い、山留め壁を設け、地盤の揺れによる周囲への影響を遮断する対策を計画しております。

できるだけ周辺の影響を小さくする対策や付近住民の安全確保を講じますが、工事の際は大型車両の通行や通行規制も出てきます。周辺住民の皆様、周辺を通行される皆様のご理解とご協力をお願いしながら解体工事を行っていくもの

でありますので、よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

私のほうからは、第4点目の財源について説明させていただきます。

一般的に、跡地整備を行わず解体を行う場合には適債性がないので、財源は地方債ではなく、基金や一般財源となります。

新庁舎建設の当初の財源計画におきましては、非適債部分の一般財源の対応をはじめ、解体跡地について内容が未定でありましたので、解体経費を考慮した庁舎建設基金を積み立てております。これは平成26から29年にかけて、4年間にかけて10億を積み立てさせていただいております。

今回の庁舎解体は、過疎対策事業債の対象事業である観光・レクリエーションに関する施設の整備のための解体となります。それで、過疎債を充当することが可能となりましたので、今回の補正予算において、事務費を含め3億1,370万円の町債を予算化しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

1番目についても、大変懸念してましたアスベストについて、それなりにちゃんとしたことができる。また、後で述べられた工法についても、防音も含め、ちゃんとしたシートをかけて囲むというようなことでいいと思うんですが、あそこは何しろ非常に浜風があって、飛散することが非常に多かろうと思います。一度立ってみれば分かるんですが、信用金庫のほうへ海から吹く風はそんな小さいものではありません。近辺に非常に飛沫が飛ぶ可能性がありますので、慎重に対応してほしいと思います。

それから、次の2点目の工損調査、私うかつでした。当初予算にたしか1,885万1,000円が103ページに、なるほど上がっておりました。ただ、金額がちょっと違ってましたので、99万8,000円のたったそれだけの違いかもしれないですが、違っていたのでちょっと気がつきませんでした。申し訳ない。ただ、この工損調査ということについて、非常に今回、私は初めて聞きました。なぜこんなことを聞くかということ、この庁舎を造るときに、私はすぐこの裏手に住んでいる人間ですが、うちの町内会において、どこに入ったか

知りませんが、少なくとも私の知っているところには誰も事前の調査に入ってません。写真も撮ってません。普通、県の工事なんかでしたら必ず周辺を写真で撮って、データを出してきます。笑い話のような話があります。宇出津地区で県の工事がありました。瓦がずれてました。家主は工事のせいではずれましたというふうに申告したら、県の方はちゃんとずれていた写真を持ってきて、初めからこうでしたよ、この日付ですよというふうに言われて恥かいたという話があります。やはりこういう調査をしっかりすべきだということを改めて申し上げておきたいと思います。

それから、3点目については大変丁重にされていると思います。ただ、この庁舎の前は朝7時から8時頃にかけて、小中高の児童生徒が四十数名、学校へ登校します。もちろん下校時もこの道です。これは指定されております。これについての安全確保、そしてまた付近町民の方への先ほどのアスベストも含めた環境完備をして進められることをお願いいたします。

それで、4点目の財務に関しては、私も実はそう理解しておりました。ただ、公の会議で軽々に10億積んであるからというような話はすべきじゃない。私はそう思っています。そうじゃないと、例えば財調は町民の町の大事な貯金です。こういうものがないと何かのときに対応できません。そういう意味で、しっかり財政に関しても慎重な発言をお願いしたい。

次に、同じく役場跡地利活用に関連する2点について質問、確認したいと思います。

私は昨年9月の定例会議一般質問で、新庁舎の移転に伴い1億2,653万の予算で新規に什器、備品を購入するが、不要となる事務機器、什器、備品については町民を対象としたオークションで処分したいとの答弁をいただきました。その期限もこの3月を締めとして競売、オークションにかけたいという現場の声も何度か聞きました。現在、6月です。いつ頃、どのように競売、オークションをするのか、予定を聞かせてください。

次に、令和4年8月、2年後ですね、着工予定の観覧席や展望デッキ及び管理棟について尋ねます。

先日、開催された全員協議会での資料によれば、4メートル50のデッキの上に観覧席が設置され、広場の右手奥には管理棟が配置されたイメージ図、イメージパースが提示されました。広場、建築物の設計に910万4,000円、これに見合う広場の整備工事、そして建築物の実施工事に1億4,986万4,000円、総合計1億5,896万4,000円が概算事業費として予定されております。もちろん、実施の際には正式に議案として上程されて審議される案件ではありますが、ややもするとこの整備計画を今回提示したことにより、議会でもある程度納得されたはずの議案として進行されないかと、老婆心なが

ら気にしております。

そこで、このイメージパースが最終決定の計画なのか。また、観覧席は常設なのか。このことについて、計2点についてご答弁願いたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、鍛冶谷議員のご質問に答弁させていただきます。

旧庁舎閉庁に伴います備品の再利用につきましては、能登町役場新庁舎で使用する備品等については搬入を行いました。また、新庁舎で使用しないものにつきましては再利用を図るため、能登町関係の50出先機関に搬出したところであります。

議員のご質問の使用予定のない備品等につきましては、今年度早々に競売を行う予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして延期とさせていただきます。今後、解体工事が予定されておりますので、8月末までには競売を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

そして、役場跡地整備計画案についてですが、平成31年3月に役場跡地利活用検討委員会より答申をいただきました。跡地利用に関しては、「人々が集まり、交流できる場所とする」、「人々が安心して憩える場所とする」、「まちの振興に資する場所とする」の以上の基本方針に基づきまして、整備計画案を策定して、さきの6月3日の全員協議会で提示させていただきました。

敷地全体を広場として、広場のシンボルとなる展望デッキと公衆トイレを併設した管理棟を整備するものであります。デッキ上部には観覧席を設け、あばれ祭での栈敷席として活用することもでき、デッキの下は雨天や積雪を気にせずイベントなどに活用できる計画としております。

ご質問のデッキ上部の観覧席につきましては、常設を考えております。また、イメージパースにつきましては、決定しておりませんし、今後はパブリックコメントなどにより住民の皆様のご意見もいただきながら、展望デッキのデザインや規模、管理棟の配置や照明設備などについて検討を進めていき、来年度に広場及び建築物の詳細設計を行いまして、令和4年度に整備を計画しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

まずは、什器、備品についてはなるほど、コロナの件もあって8月まで延びる。もしくは、2波、3波が来ればもっと先に延びるやもしれません。それは了解いたしました。

さて、パースの件なんですけど、まだ決定してないということで、一つの提案として上がったというふうに理解したいと思います。

私はやはり、町の総合計画等に何度か最近出てくるんですが、できるだけ公的な建物はこの先あまり建てないようにしたいという項目もあったように覚えております。

さて私は、できれば提案としては、いやさか広場と同じように芝生で何もなくてもいいんじゃないかな。管理棟は必要かもしれない。でも、管理棟は人を置かない管理棟、倉庫等にしてほしいなというような思いはあります。これは私の思いですから、先ほどの町長の答弁では、町民の皆さんの声も聞いて決定したいということでよろしいと思います。

それでは時間がなくなりました。ご飯の前にあと8分しかありません。

それでは、最後の質問です。

旧内浦の庁舎は現在、同軸ケーブルのサブセンターの機材が配置されており、光ケーブルの最終整備事業が終了しないことには、現在のところ解体等の次の段階に進めないというふうに理解しているのは、それでいいののかも分かりません。ただ、この光ケーブル整備の日程も含めて、今後の構想、そしてスケジュール、大体こんなふうにしたいな、壊すのか、何かを建てるのかだけでも結構です。そういうことについて答弁願えたらというふうに思いますもので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

旧内浦庁舎では、光ケーブルの未整備地区を含む内浦地区の放送及び通信機器類が現在稼働しております。これら稼働中の同軸ケーブルの機器類は、今年度、光化再整備工事が完了しまして、令和3年4月から順次稼働を停止させ、令和3年7月末をもって完全停止させる計画としております。

庁舎解体につきましては、光化再整備工事が完了した令和3年8月以降に解体を計画しておりまして、その跡地の有効利活用策については検討中ということでもあります。

また、解体工事費の財源手当ては跡地の利用計画により決定されることから、できるだけ交付税措置のある有利な財源を検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

町民というものは、例えば宇出津地区の人間にとっては、あの役場が大事なものでした。例えば内浦の人にとっても、あの庁舎は坂坦道先生のことがあったり、いろんなことがあってそれなりの思いがあるんだと思ひます。そういうものが解体されていくことには一抹の寂しさも感じるわけですが、それほど町民の皆さんは自分たちの町を好きなんだと思ひます。

能登町の第二次総合計画には、町民のアンケートで、一般町民で7割、中学生で8割、高校生で7割の人が能登町が好き、能登町に愛着を感じている、働くところがあればやっぱり帰ってここで一生を過ごしたい、そんな思いの伝わるアンケートがありました。

ここには、町長の言葉かもしれませんが、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」というふうに書いてございます。このページの下のほうには、「今後のまちづくりは、住民と行政が手を携えて、共に行動していくため、住民にとって分かりやすい行政を心掛けていくことが大切です」というふうにうたっています。

どうか、町民の思いを踏みにじることなく、心ある政治執行をお願いして、一般質問を終わります。

議長（河田信彰）

以上で、14番 鍛冶谷眞一君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からいたしますので、よろしくお願ひいたします。（午前11時57分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、国も県も、そして本町も大きなうねりを持って取り組んでいるところであります。感染防止をはじめ、生活支援、事業支援等々、所期の狙いが達成できること、全ての願いを込めて祈念するところであります。

また、災禍に遭われた方々には、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

ともあれ、元気な私たち、そして地域が顔を上げ、前を向いて新たなステージへと進まなければなりません。

本日は、コロナ禍を乗り越えいくためにも、今後の取組につながる質問をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

質問の1つ目は、今回のコロナ対策事業の評価と、その報告を議会にいただきますようお願いするものであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、生活、学校、経済事業など、あらゆる方面に年代を問わず表れており、しかも感染が収まってもなお、経済の復旧の長期化が懸念され、また時間の経過とともに新たな課題も出てくるかもしれません。

今回の事業は、その災禍の大きさにより、多岐にわたり国、県、本町が複合した対策となっております、町単独事業はその検証の把握は容易に思われますが、国、県の事業については窓口が違うこともあり、困難かもしれません。しかし、次の段階ではそこをしっかりと掌握し、町の現状と足らざるところ、支援が必要などころの対応を考えていかなければなりません。

事業所に対しては、施策が拡充されてきたものと考えてる中で、いま一つ気になるのが生活者の支援であります。そこで、特に注意を払っていただきたいのが、最大20万円を借りられる緊急小口資金と最大60万円を借りられる総合支援資金の利用であります。これは、いずれも保証人不要で無利子となっており、この緊急時にこそ対応すべき資金となっており、しかも併用も可能で最大80万円の融資が受けられることとなっております。あわせて、返済時に収入が減少したままで住民税非課税世帯の場合、免除されることもあります。

この資金の窓口が社会福祉協議会であり、郵便局でも受付可能となっております。真に必要とする生活者が確実に支援を受けられる対応をお願いするとともに、コロナ禍の山を越えた適時をもって議会にその状況の報告を求めるもの

であります。

町長に答弁を求めます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員の質問に答弁させていただきます。

緊急小口資金などの特例貸付制度につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症によりまして経済への影響による休業等が発生しており、収入が減少し生活資金の必要な方々に対しまして県社会福祉協議会が実施主体となり、資金を貸付けして安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度であります。

今ほど議員から説明がありましたとおり、緊急小口資金につきましては、緊急で生計の維持が困難となった方に貸付上限額が20万円以内。そして、総合支援資金につきましては、生活再建までの間の生活費用の貸付けとして、単身には月15万円以内、2人以上には月20万円以内として、どちらの資金とも無利子で大変使いやすい貸付制度となっております。

また、この資金の貸付けの受付につきましては、郵送での申請のほか、町の社会福祉協議会や能都郵便局でも受付することができます。

現在、当町での申込みにつきましては、緊急小口資金は7件、そして総合支援資金は2件の申込みがあるということであります。今後も生活資金でお悩みの方には気軽に相談していただきまして、内容についても広報紙やホームページなどを活用しまして周知していきたいと思っておりますので、議員各位にもぜひご協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、議会の報告ということなのですが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今ほどご説明しました特例貸付制度のほか、国、県、そして町独自で事業者や町民の皆様に各種支援策を実施しているほか、今回の補正予算でも支援策を予定しております。

また、この支援策につきましては、町の経済に浸透するには時間がかかる部分もあろうかというふうにも思っておりますし、国では第2次補正予算が提出されまして、今後も各種支援をしていく必要がありますので、現時点では報告することは考えておりませんが、適切な時期に必要であると判断したときには速やかに報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

ありがとうございます。なかなかこの窓口が町以外のところだとなかなか困難かなという印象を持っておりましたので、質問させていただきました。今ほどのお話聞きますと、かなり国の、また県の支援につきましても町は把握できるということであろうと思いますので、そういう意味では適時をもってぜひ報告をいただき、そして次の段階の素早い手を速やかに打っていかれるような形で体制を整えていただきたい、このように思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

コロナ禍に対しての今後の学校の対応についてであります。これについては細かく3点についてお聞きします。一括して質問しますので、まとめてお答えをお願いします。

1点目、教員への負担の対応であります。

休校に入って以来、先生方も通常のご苦労とは違った負担を抱えながらの奮闘が続いているものと考えます。この間、「てれべん」など行っていただき、先生方の新たな一面を見て、ご自分の専門から講義するという、町民の皆様にご披露される場が今後あってもいいなどの新しい発見もありました。

ともあれ、今後も一定期間にわたり、休校、再開を繰り返す可能性も踏まえると、学校の状況に応じた指導体制の確保のため、教員の加増や配置等、学校のマンパワーを強化する必要があると考えます。どのような対応で進めていくのか、お答えを願いたいと思います。

続いて2点目は、授業時間数の遅れと学校諸行事の取組についてお伺いをします。

これについては、マスコミなどが9月入学などを盛んに報道していて、町民もどうなるのか、心配されているところでもあります。また、年間行事の修学旅行や運動会など、親御さんが子供たちの学校生活を目にするのを楽しみにしている行事もあります。

1学期にほとんど授業時間が取れなかったタイトな中、どのような取組をするおつもりか、お尋ねしたいと思います。

3点目は、夏季休暇中の授業実施を行うとの通知を受けました。通常休暇の前半、後半の約15日間となっています。この間の授業実施の様子はどのような形態で行われるのか。暑い中での授業となります。昨年、各学年教室にはクーラーが設置されているものと考えておりますが、特別教室や体育館などは空調設備はなされていないのではないのか。なかったら使用はしないのか。そうし

た施設の環境整備と授業態様について、説明を求めるものであります。

以上、3点についてお答えを願います。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、田端議員の質問にお答えします。

第1点目の教員の負担の対応についてであります。今回の臨時休業中では、教員は児童生徒の体調の把握等について、定期的な家庭訪問や電話連絡等を行っており、学校長の判断の下、登校日を設け、学習課題の配付や回収等を行い、学習内容の定着を図ってきました。

子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びの保障する措置は必要であり、また十分な新型コロナウイルス感染症対策を行うことが必要であります。

教職員には過度な負担とならないよう、小中学校学校再開ガイドラインに基づき適切な行動を取れるよう指導を行っておりますが、今、学校現場では授業や部活動等を段階的に再開し、新型コロナウイルス感染症防止のため、毎日、授業終了後、学校の教職員が教室の机等、消毒作業を行うことが大きな負担となっております。

少しでも負担を軽減するために、国でのスクールサポートスタッフの追加配置が予算化されるならば、全小中学校での配置を行っていきたいと考えております。

次に、2点目の授業時間数の遅れと学校諸行事の取組についてであります。

授業時数の遅れについては、児童生徒の学びを保障するため、夏季休業の短縮を図ることといたしました。取組については、例年、夏季休業を7月21日から8月31日としておりますが、今年に限り、8月1日から8月23日までとして、授業日数を13日間確保しています。

その期間、給食を実施し、通常の授業を行うことにより、平日における7限目の授業及び土曜授業を行わずに、夏季休業の短縮により1学期の遅れは取り戻せることとなります。

学校行事につきましては、保護者はもちろん児童生徒にとっても大変貴重なものであります。運動会や文化祭等実施する場合は、従来の在り方を見直し、感染拡大防止策をしっかりと行うよう、学校長に指示をしております。

延期している修学旅行も、行き先などを十分考慮し、実施の可能性について、保護者の理解を得るよう慎重に対応しているところであります。

次に、3点目の夏季休業中の授業実施の際の施設の整備ということなんです

が、学校では夏季休業中に補習や補充の講義などを行う場合、エアコンを使用しながら進めてまいりました。通常授業となれば体育や音楽、理科では実験など、体育館や特別教室での授業を行うこととなります。

町では、全ての普通教室の整備を昨年度終えたところであります。夏季休業中の授業については、気温や湿度を管理しながら時間割などを適宜工夫し、熱中症対策に万全を期したいと思っております。

体育館や特別教室の整備につきましては、町では、まず図書室及び理科室を優先的に整備を進めたいと考えております。一部の学校では両室とも整備してありますが、全てではありません。事業計画に沿って進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

答弁ありがとうございます。

1点目の教員の負担については、スクールサポートがあれば何とか活用していきたいということですので、またいろんな形で局面で要望されながら進めていかねばいいなと思います。非常に今ほど説明いただいたとおり、大変なご苦労をしながらの1学期を終えられたものと思っておりますので、またさらにこれからの休校、再開を繰り返すかも分からない。また、この緊張感が長期にわたるといふ負担も考えられますので、どうかその対応をよろしく願いしたいと思っております。

2点目の授業時間の遅れにつきましては、今の夏季休暇についての13日ぐらいですか、その間の授業数の進めで大体遅れを取り戻せるということですので、それはひとつ安心があるなと思えますけれども、いずれにしてもその時間とともに子供らの学習にも満足を与えていく、そういったことも必要だと思えますので、その点もどうかよろしく願いしたいと思えます。

3点目につきましては、今ほどお聞きしたとおり、各学年の教室はクーラーが入っているということですので、あと入っていない特別教室と体育館の活用については、その状態、状況をよく判断されながら、安全でしっかりその授業が行われるような形に持っていかねばいいなと思えますし、またいずれにしましても、2点目の問題につきましては修学旅行とか運動会、本当に学校生活の中での思い出をしっかり、こういった状況であったけれども、こういう体験ができたというような、かえってむしろ後から思って振り返られる、そういった形にもなればいいなと、こういうふうにも思っておりますので、どうかよろし

くお願いしたいと思います。

それでは、質問の3点目に入ります。

質問の3点目は、新しい生活様式についてであります。

報道の中で、「新しい生活様式」という言葉がよく見られるようになりました。これは、多分に新型コロナの緊急事態宣言が全国で解除され、次のステージ、いわゆるポストコロナを見据えてのことと考えられます。

近接的な半年、1年であれば、3密を避け、手洗い、マスク、そしてソーシャルディスタンスを生活の中に取り入れること、新型コロナの感染についても正しく認識し、対応することでありましょう。ちなみに、コロナウイルスは100万個ほど体内に入らないと感染は起こらないと言われ、自然免疫の考えを前提にすれば、大量に浴びない限り、10万や20万では感染しないとのことなので、不必要に生活を萎縮しないことも大事と考えております。

もう一面から考えますと、世界的、グローバルな中で起きたこの新型コロナウィルスの挑戦は、本質的には人類としてどう応戦するのかが問われていると考えます。人類と言いましたが、私たち一人一人の課題としてどう対応したのか、また、するのかということだと思います。コロナがなかったら、そのままの日常で新たな発見もなく終わっていたかもしれません。

今、様々な報道や目にする中で、生活の中での思いもかけない発見や、人に寄せる思いへの感謝など、ふだんしなかったこと、できなかったことができたとの喜びの声も多く聞かれます。コロナ禍の大変な人を思いやる、何かできることを探す、ちょっとした声をかける、それらにより喜びを伴う自身の新たな発見、「人に与えた喜びは輝きを増して自分に戻る」、これは文豪ユーゴーの言葉ですが、こうした心の交流を重ねていく中で、新しい生活様式が現れてくるのであらうと考えます。

今回のコロナ禍で、自分だけの安心も安全もない、自国だけの安全もない、他の人と共に、他の国と共に一緒になって進んでいく、真にそういうグローバルな時代になっていることを実感するものであります。

役場職員においては、今後もコロナ対応のための活動が続き、そのご苦労も察するところではありますが、どこにあっても、いつでも人間力を磨くことができる。そのためのチャンスと捉え、今回学んだ、人に寄り添う力や支援の喜びをもって、新たなステージで新しい生活様式を自ら発信していく存在であっていただきたいと考えるとともに、期待をするものであります。

この私の考えに対し、特に役場が新しい生活様式の発信源となることについて、町長の思うところをお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それで田端議員の質問にお答えさせていただきます。

新しい生活様式につきましては、5月に国から示され、その後、石川県におきましてもホームページなどで実践例が周知されております。

大きな項目として、「一人ひとりの基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的な生活様式」、「日常生活の各場面別の生活様式」、そして「働き方の新しいスタイル」の4つが挙げられております。

議員がおっしゃる3密の回避や手洗い、マスクの着用は既に我々の日常生活に定着しつつあります。デリバリーの活用やテレワークの取組など、地域の経済や働き方のスタイルも変わりつつあると感じております。

職員につきましては、このコロナ禍において、特別定額給付金事業や事業継続支援事業、応援給付金など、少しでも早く、困っている方々への支援ができるよう全力で取り組んでおります。

私も含め、職員一人一人が、常に住民サービスの向上に寄与するという気持ちを今回の災厄でも再認識しており、今後もその気持ちを忘れずに業務を進めてまいりたいと思っておりますので、理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

答弁をいただきました。本当はもうちょっと生の町長の声を聞きたいなと思って質問したんですけれども、県の方針から起こされて、今の状況を、話をされたのにとどまったので、ちょっと残念なやという感じがします。

生活形態はそれぞれ変わってまいりました。今ほどお話のあったとおり、マスク、手洗い、そして自分らの生活様式、働き方改革もありました。仕事の仕方も変わってきた。こういう報道があるわけですが、その基にやっぱり人を思いやる、そういったものが今回学べたのではないかなというふうにして思います。

いろんな業務を役場の職員の方々が積み重ねてこられた。そうした中で、生活者の思いとか、それから事業者の今の苦しみとかということをしっかり受け止めていただいて、次につなげていく。また、それが新しいこの町のスタイルになっていく。それぐらいの思いを持って、コロナ禍のこの時代を乗り切った。そんな新しい発信をしていただきたい。こういう思いで町長に答弁を求めたわ

けですけれども、そういった方向のお話がありますか。

新しい、人を思いやるとか事業者の思いに寄り添うとか、生活者の今の状況をよく知る、そういったものを持っていく。いろんな形態が変わってまいりましたけれども、そういった本当の人間同士のつながり、そういった新しいコミュニティをつくっていく。そういったものが今回のコロナ禍で学ぶ一番のチャンスであり、ということが一番私は思ったんですね。

そういう意味では、いろんな経験をされた役場の職員の方が、そういった思いを持って新しい次のステージをつくっていきけるような、そういう発信源となっていくような形の運動をむしろしていただきたい。そんな思いに対して、もう一回できれば答弁をお願いしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、当然、公務員としてのやるべき仕事というのはこれまでと変わらないというふうに思います。ただ、今回のコロナ禍の中ではそれにもう少しさらに上を目指して、町民の皆さん、あるいは事業者にスピード感を持って対応するということは、今回は非常に大事なんじゃないかなというふうに思っています。

そんな意味では、職員は本当によくやってくれていると思いますし、今後、第2弾、第3弾の経済対策支援もやっていきますので、そういった意味でも職員にも負担はかかるかもしれませんが、町民も負担を負っているということなので、それを分かち合う心のつながりもできてきているんじゃないかなというふうにも思っていますので、そういった意味では議員の皆様にも職員を激励していただいて、そして励ましていただくことによって職員のやる気も生まれると思いますし、また町民のために頑張ろうということも出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

ありがとうございます。何よりも大事なのはリーダーである町長の思い、それによって職員がそれにつながってくると、このようにして思っておりますので、どうかまたしっかりと、この緊急時の戦時のまさにリーダーシップを

しっかりと取っていただきたい。こうお願いしまして、私の質問を終わります。
以上です。

議長（河田信彰）

以上で、4番 田端雄市君の一般質問を終わります。
それでは次に、7番 市濱等君。

7番（市濱等）

質問の前に、この春、交通事故あるいは交通のような事故で残念にも亡くなった方々に衷心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、慣れないものが相手でございますので、質問が前後する場合もあるかと思いますが、こんなときはご容赦をいただいて、いま一つは質問席での立ったり座ったりの操作も新しいものでありますので、立っても座ってもあんまり変わらないものですから、立ったまんま答弁を聞かさせていただきたいことを議長にお願いしたいと思います。

それでは質問に入らせていただきたいと思います。

交通死亡事故、緊急事態宣言が必要だというふうな項目で質問をさせていただきたいと思います。

能登町にとっては、新型コロナウイルスの恐怖以上に緊急事態だと私は思っております。全国で3万人ぐらいの死者を出した。合併前の町政、昭和の後半、平成の前半にもなかった事態が発生していると私は見ております。春の4月から3件、動く乗り物で言えば4件、重大事故が発生をしております。事故後の対応についてお聞きしたいと思います。

あわせて、6月1日の事故で副町長はマスコミに対してコメントをしておいでになる。「トンネルが暗く、対策してほしいという住民の声が町にも届いておる。優先的な必要度を調査しながらLED化を最終的に判断したい」。私はこの記事、発言に対して大変がっかりした。7,000人余りの町民の信頼を得て就任された町長の強い思いもあり、町長の信頼厚い方だと私も賛成させていただいた。このコメントを読んだときに、この方は本当に町民のことを真剣に考えて職務に当たっておいでになるのだろうか、疑いました。一国の総理大臣でも緊急事態が発生すると、真っ先に現場に駆けつけ、事態を把握して事後処理に当たられる。天皇皇后は現地赶赴、地域住民に元気をお与えになる。やはり自ら先頭を切って現地を視察し、赴き、陣頭を切って改善するのが、副町長、あなたの務めではないですか。併せて考えもお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは市濱議員の質問に答弁させていただきますが、まず今回、議員がおっしゃるように、県内でも今年に入りまして6月3日現在ですと25件の交通事故が発生しておりまして、そのうち3件が当町の管内で発生ということで、極めて憂慮すべき状況だというふうに思っております。

事故後の対応についてであります。先般、珠洲警察署の署長より事故概要の説明を受けました。事故の特徴としましては、「自動車乗車中の事故が多い」、また「交差点や交差点付近での発生が多い」、「高齢者が多い」、そして「原因は速度の出し過ぎ、前方不注意、安全不確認」等があるというふうにお聞きしました。改めて、警察、行政、関係団体等が連携して、交通事故防止、抑止対策に取り組む決意をしたところでもあります。

また、事故現場には、随時、警察署員と道路管理者、また交通安全担当職員が事故状況の確認と検証を行いまして、事故の再発防止に向けて安全施設の点検や設置などを協議しているところでもあります。

そして、町としての対応ということなんですが、やはり安全施設等の点検、設置、道路改良工事など、道路環境の整備に向けて速やかに実施をするよう、担当課にも指示をしているところでもありますし、例えば具体的には、今議員もおっしゃったように、今月1日に発生しました宇出津トンネル内での交通事故の対策といたしましては、歩行者等案内看板の設置や路肩等の段差解消対策、そして周辺街路樹の伐採、トンネル内の堆積土砂の撤去、照明灯のLED化に向けた検討などがあるというふうに思っております。

また、今回、抑止対策といたしましては、5月30日に交通死亡事故多発警報が発令されております。ドライバーや歩行者等に注意・喚起を呼びかけるため、珠洲警察署及び交通安全協会、交通推進隊等と協力しまして、6月8日から15日まで臨時の車両による赤ランプの点灯と街頭指導による活動を実施しているところでもあります。

今後もしっかりと交通事故対策には取り組んでいかなければならないと考えておりますので、議員の皆様にもぜひご協力のほどよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

私は、安岡正篤師がお教えになる「呂氏春秋」からの八観六驗を持って、その人物とお付き合いさせていただいているつもりであります。副町長、あなたは能登町全職員を統括する事務方のトップとして全責任としてしっかり手腕を振るっていただきたいなというふうに思います。

事故は何も前兆のないところから発生はしません。1対29対300の法則にあるように、ハインリッヒの法則にあるように、重大事故を未然に防ぐには日頃からの不注意、不安全な行動、小さな情報を見落とすことのないよう、小さなミス、ヒヤリ・ハット、日頃から起きないようにすること、把握すること、対策を立てることが大変重要だと思っております。

重大事故を発生させないために町は今後どのような対策を考えておいでになるか、お聞かせ願いたい。こう続けていくつもりでございましたが、町長が事前にたくさん返答していただきました。ありがとうございます。

まだありますか、どうぞ。よろしくお願いします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、その他の町としての対応ということで説明させていただきますけれども、先ほど臨時の赤ランプ作戦を説明させていただきました。それと同時に、町の有線放送を活用しまして、珠洲警察署からの交通安全講習や交通事故防止に向けた番組を「のどほっとらいん」のニュースで放送をしているほか、告知放送により交通安全への注意も呼びかけております。また、私ごとではありますが、私の孫が行っている保育所で昨日、警察署員が来られて交通指導を行ったという話も聞いていますので、非常に珠洲警察署の皆さんも頑張ってくれているのかなというふうに思っています。

やはり交通事故を未然に防ぐためには、これまで以上に、運転者には改めて交通ルールを守ることの大切さ、そして安全確認の重要性を訴えていかなきゃならないと思っていますし、歩行者の皆さんには反射材用品の着用の徹底などを呼びかけるなど、今後も関係機関としっかりと連携取りながら交通事故防止に向けて取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

今の答弁内容については、当然なすべきこととございましょう。車道と歩道の関係、垂れ下がったツタ、トンネルの車道と側溝の段差の問題など、このことについては特に大切だというふうに思います。

町民にはまず歩道を歩いていただくことが大前提でありましょうが、私も55年前、3年間、あのトンネルを通らせてもらいました。当時から結構長くて危険でありました。昨年1度、今言われた歩道トンネルの中を歩いてみました。より一層長く感じて、何という気持ちの悪いトンネルだなと感じた記憶があります。中の様子がリアルに外部に伝わるような仕掛けが、例えばテレビとかそういうものがあればまた安心して町民の方々も歩道を使われるのではないかなというふうに思います。

この議会で、補正予算の財源の組替え等も時限制度として時を経ているとは感じております。町民がなるほどとうなずくようにしっかりと施工していただきたいと思います。

物事は1つあれば2つある。2つあれば3つあるとよく世間で言われております。連続して起きるから気をつけてねというふうな戒めであろうとは思っていますが、この4月の事故発生以来、交通安全協会事務局に対して再三このことを進言し、しかし全町的な活動にはつながらなかった。新年度の事業計画にも新しいものがなく、議案に対してマル否を選択したのは私一人でなかろうかなと思います。何事にも日々新た、昔を尋ねて新しいものに取り組む。これがあるって初めて町も元気になるのではないかなというふうに思います。

私の記憶によりますと、新町通り拡幅工事が完成した時点でしたか、宇出津第二隧道内に事故が発生した。その後、歩道整備されてガラスのような反射材が施工され、少し危険度が下がりました。必然的にその時点で、第一隧道はどうなのかなと、改善しなければならぬのではないかなと頭をよぎったのは私一人ではないと思います。しっかり立ち止まり、全体を見渡し、善後策を検討するよう、このことも申し上げたいと思います。

なぜかと申しますと、第三隧道も出口に長い間、バリケードが置かれ、砂袋が積まれて放置しております。これも私は再三、危険ですよということを係の方々に申し上げました。しかし、なかなか進展をしません。ここも雑草が生い茂り、みすぼらしい限りでございまして。町全体がそのように感じております。観光、観光とお話をされますが、町道の環境整備が早急に必要ではないかなというふうに思います。

このことから、全庁横断的に交通安全弱者対策PTを立ち上げ、町の人の流れ、商店街、役場、ショッピング等、しっかりと現状を早く把握されて対応をしていただきたいと思います。

この質問を終わりたいと思いますが、何か答弁がありましたら答弁をよろしくお願いをいたします。

町長（持木一茂）

ありません。

7番（市濱等）

それでは、なければ次の質問に移らせていただきたいと思います。

職員定数と職員募集要項はこれでよいのかということで、町人口の推移を見ますと、平成17年から平成30年、世帯数で1,000世帯、人口で5,600人減少している中で、この町の職員の皆さんは町の生産年齢の約何%を占めておいでになるのか。条例で定められている定数と部署別在職者、臨時職員の方々も含めてお聞きをしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきます。

職員定数条例によります職員数は、現在417名と条例上はなっております。それに対しまして、令和2年4月1日現在の職員数は、大きな部局ごとに申し上げますと町部局が220人、上下水道部局が16人、病院部局が118人、教育委員会部局が27人の計381人となっており、条例の定数内の職員数となっております。

また、職員定数条例では、会計年度任用職員及び臨時的任用職員は定数に含まないことになっておりますが、参考までに申し上げますと、町部局が57人、病院部局が46人、教育委員会部局が92人の195人となっております。

そして、生産年齢に占める町職員の割合ということなんですが、当町の実年齢人口は令和2年4月1日現在で7,660人ですので、正規職員では約5%、そして会計年度任用職員も含めると約7%が町の職員ということになります。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

町職員は、この町の働き口としては安定した働き口ではないかと思っております。

ます。多くの方々が応募されると思いますが、全ての募集職種について「程度」となっておりますが、曖昧で応募を考えている人たちに不安感を与えるのではないかな。何名とはっきりと募集することが大切ではないかなと思いますが、考えをお聞きします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、当町の職員の募集の公告では、議員がおっしゃるとおり何名程度という表記になっております。職員の募集人数を決めるに当たりましては、まず定数条例の職員数以内であることを前提に、業務を行う上で募集が必要な職員を行政職、看護師などの職種ごとに、職員採用試験委員会において決めております。その後、募集の公告をし、応募の受付、試験の実施を経て、成績上位者には1 1月頃に採用予定者に内定の通知を予定しております。

募集人数の「程度」の表記であります。受験者の試験成績が募集人数以内であっても、その年の合格の基準が下回るものであった場合は、資質を考慮して採用を見送ったり、また募集の公告から採用試験までの間に現職員数が思わぬ要因で減った場合に必要職員数を確保するため、予定より多く採用することなどがあります。参考として申し上げますと、先月下旬より募集を開始している石川県におきましても「程度」という表記で募集しております。

このようなことから、当町におきましても「程度」という表記を使用いたしますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

県その他、地方の公共団体も同じようにしているんだよという答弁でございましたが、「程度」は曖昧さがあり、町としてははっきり人数を示すべきだと私は思います。応募する側の人もしっかりとしっかりと目標が立つというふうに私は思います。

もう一度お聞きいたします。程度は、くらい、およそ、相手を軽視するときにも使われます。たかが知れている。このような意味も含んでいるというふうに私は思っております。はっきりと何名と募集することを提言したいと思いま

す。もう一度、答弁できますか、町長。答弁できなければ、ここで質問を終わりたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども申し上げましたけれども、「程度」という表現をしておりますが、これはやはり優秀な職員を採用したいという思いからでありますので、合格の基準を下回っている者、あるいは資質に問題がある者を人数内だからといっても採用するわけにはいきませんので、少なく採用することになります。また、急に職員が辞めたりした場合に足らなくなる場合がありますので、それ以上の多くを採らなきゃならない場面も出てきますので、今後も「程度」という表記でさせていただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

市濱議員、これで最後にしてください。

7番（市濱等）

はい。

無理やりの答弁ありがとうございました。私はできるだけ、はっきりとされたほうがいいのではないかな。そして、人員がおらなくなったら、また募集するというふうなことでもいいのではないかなというふうに思います。

これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、7番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。再開は2時5分からとします。よろしくお願ひします。（午後1時53分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時05分再開）

それでは次に、12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

皆さん、ご苦労さまでございます。職員の方々、また町民の方々、日夜、コロナ、コロナで本当にご苦労さま。本当にすごい時代が来たもんだと、私はそう思っております。

いつも書いてきたとおり読めばもうちょっと格好よく出るんですけども、ついつい自分の思いを述べてしまうものですから。

このコロナ、すごい世界ニュースにもなっております。私はこの2か月の間に3密を避けるようにして、人のほうにも自宅以外、それと沖と自宅、行ったり来たりでございます。あとはテレビ、それについては世界報道、それから日本報道、今回は国会議員のいろんな質問答弁やって、それを見ております。そういう中で、すごい時代が来たなと思っております。

本当に新型コロナウイルス、病原菌、自粛、自粛、これどうなるんだろうと思って、今でも思っております。だけど、能登町にはまだそれらしき状態が、準備は持木町長体制の中で皆さん用意はしておられますけれども。病院。だけど、おかげさまで奥能登のほうは一人もまだ陽性になった人はおりません。幸いに。これからまた夏になれば、第2弾、第3弾ということになる人たちもできるかも分かりません。そういうことで、今じゃ私たち能登町におっても全世界というような状態でございます。そういうことで、町民の方々、持木体制の中で皆さん力合わせて、また第2波、第3波を避けるようにしていきたいと思っております。

それから、これは今回誰しも言われなかったけれども、偶然にも東京とかそういうところにコロナウイルスの陽性になられた方々に対しましては、本当に大変やなと思って、早期の回復を願うものであります。

それから、コロナに対し、初めのような今亡くなる人が少なくなりましたけれども、亡くなられた方に対して心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

そういうことで、今回は一般質問やめようかな、どうしようかなと思って議長に相談したんですけども、やってくれてもいいよ、10分か15分ならということで私ここに立たせていただいております。

そういうことで、私、コロナの問題は4番議員の田端さんが言われたもんで、私の思いをちょこつと行って、そしてその1議案、2議案の問題はコロナのテレビ見ておればこういうものが発想しましたので、病院の体制、それから生活

保護の問題を一つ、担当課長より説明願いまして、皆さん、テレビを見ておられる人、有線見ておられる人はこういう人もおるんだ、だんだん能登町もよくなってきたんだなということを理解していただくような格好で、私、3点質問したいなと思っております。

そういうことで、それでは質問に入ります。

1点目、担当課長にお答え願います。これはこういうものがあるんですということで、大森課長さん、福祉のほうでございます。1点目。

当町における生活保護受給者の状況についてをお聞かせ願いたいと思います。当町の生活保護受給者の現状は。

それから、もし万が一、受給者がいつもより多いということになれば、コロナの原因でそういうものが増えておるんだなということで、これは日本のマスクミで、生活保護受給者が多くなってきておるということ、テレビのあれして、うちの当町はどうなっているのか、健康課長よりひとつ報告願います。

議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

当町の生活保護受給者の状況でございますが、令和2年1月末現在で90世帯、110名の方、5月末現在では87世帯の106人となっており、3世帯、4人が減少しているという状況となっております。

この5月までの間に新規の申請は1件ありましたが、コロナウイルス感染症の影響によるものではありませんでした。

しかしながら、先ほど田端議員の質問にもお答えしましたけれども、生活福祉基金の緊急小口資金や総合支援資金、また賃貸住宅の家賃の支払いが困難となりまして、住居確保給付金の申請もされた方もおられることから、今後も生活保護に限らず、生活困窮に関する相談には迅速に対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

最後の言葉で、迅速に対応していくということは、それこそほかの行政にはない対応の仕方であるということを、大森課長、やっぱりこういうものは本当に必要な人なんですから、そういう人に対しては迅速に対応していただ

くようにお願いしたいなど。重要視しながら、コロナの問題に関連しているのかどうなのかということをもた重要視しながらやっていっていただきたいと思っています。

1点目、報告終わり。

それでは、2点目に移りたいと思います。

2点目は、宇出津病院の運営についてでございます。

宇出津病院の診療の未払いとか徴収の状況を聞かせていただきたい。

それから、昔は結構未払いあったんですけども、今現在どうなっているのか。

それから、結構いろいろと保険証の問題、私も長い間、こういうものをおこなっておりますので、未払い者が結構おられたときには、保険証の問題とかいろんな問題で、いろんなことやりましたね、持木さん。そういうことで、今それもどうなっているのかな。皆さん、健全な町民の方々が一人でも多くなってきているんじゃないかなど、私は上野さんにお聞きしたい。

それから、最終的にコロナ問題、万が一ということで町民の方々に心配されておる。そういう中で、この前、テレビ放映も上野さんやられましたね。その問題も明白にこの有線にも、ひとつ町民の皆さんに報告願いたいなど思っております。未払いの人たちの問題も、ひとつどういうふうにして考えていっているのか、お聞かせ願いたい。よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

宇出津総合病院事務局長 上野英明君。

宇出津総合病院事務局長（上野英明）

それではお答えさせていただきたいと思います。

ご質問の未収金というのは、患者様の自己負担の未納額ということでお答えさせていただきます。

患者様の未納額は日々変化しておりますけれども、昨年度末時点での金額を述べさせていただきますと、約974万円ということになります。この金額は、当病院が開設してからずっと積み上げた金額でございます。

これに対する対策でございますが、文書によるお知らせを毎月郵送しておること、そのほかに職員自ら自宅を訪問する徴収も行っております。そのかいありまして、未納額はここ数年、僅かずつではございますけれども減少の傾向にあります。また、今年度より当院の顧問弁護士に悪質な未納者に対する回収業務を委託したところでございます。

また、保証人保護の観点から、民法の改正に合わせまして入院に対する誓約

書、これに保証人の負担すべき金額の上限の金額、こちらのほうをこの4月より明記させていただいたところでございます。

今後も未収金対策に努めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症患者の受入れということについてですけれども、当院でも近隣で陽性患者が発生した場合には入院を受け入れることと石川県のほうから要請があり、新型コロナウイルス感染症に対するみなし感染症指定病院となっております。

院内感染を予防する観点から、他の入院患者と接することのない病室3室に監視カメラであるとかクリーンパーテーション、こちらのほうを設置いたしまして体制を整えておるところでございます。

また、これも石川県の要請により、帰国者・接触者外来を4月16日に開設しておりまして、県から依頼がありました患者様に対してPCR検査の検体採取ができる体制を整えております。

能登の3市3町では現在のところ陽性患者は発生しておりませんが、緊急事態宣言の解除によりまして規制が段階的に緩和され、第2波、第3波が来るものと思われまます。今後も気を緩めず対応させていただく所存でございますので、ご理解をよろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

病院の事務局長、明白なお答えありがとうございます。

いろいろなぜこういうものしたかという、結構やっぱ昔はこういう質問、病院の未収金とか水道代の未収金、よくありました。だけど、今大抵、テレビ見ておると、今年の令和2年の4月やったかな、そういう中で国会のあのがで、回収方法、行政が手を煩わせなくても、今も事務局長言われましたけれども、弁護士に回収の請求をできると、委任ができると。それから、あまり大きな人には保証人を上限定めてつくるということで、これは私なぜこういうもの言うかという、前はあなたも払わんがなら私も払わんわと、こういうような連鎖だったんですよ。何でも。だから、皆さん、町民の方、いいものはもうちょっと皆さんに伝えましよう、私はこの場で言いたい。悪いものは伝えないで、いいものを伝えて、いいまちづくりをしようというのが能登町の正直言って哲学です。そういうことであれば、恐らくや、かび生えた頃、未収金はどうしようもならんかも分からん。亡くなられた方もおられるやろうし、だけど、だん

だんだんだんこれが減少して、よき宇出津病院が設立されるかなと思って、頑張ってください。上野さん。生意気なことを言いますが。

それでは3点目、先ほど田端さんが質問されたと同じような格好みたいになるんですけども、新型コロナの能登町版の新生活様式。

その前に、町長が田端さんの再質問のときに言われましたけれども、正直言って、今有線が誰やってて言うたら、私ですと。本当にこの2か月間、私は一番テレビのボリューム、耳が遠いのかどうか知らんけれども、有線に新型コロナの問題、朝必ず8時になれば必ず目覚ましみたい、それからこの頃は、先ほど言われた7番議員の交通事故の問題、気をつけてくださいということで、しょっちゅう有線にかかっております。有線の入っていない人も何%しかおられないということであるけれども、その人らも拡声器の中で聞いておるとお思いますけれども、正直言って、私は生活様式、今町長はどういうお答えして下さるか知らんけれども、最後の言葉は田端さんが再質問したことを私は聞いたかったんですよ。

私の書いてきたのには、今後やはり持木町長は県、国の生活様式はさておいて、いろんなあんな文書読んでおったってどうもならん、この能登町の町民の方々の財産と生命を守る、コロナに対して守るためには、やはり嫌われてもいい、こうしなさいとかああしなさいということを出していただいて、そして極力、2波、3波を避けるような格好で行ってもらいたいということで、町長、自分の思い、私の質問に対しての思いをお聞きしたいと思っております。

町長、教えてください。同じ答えやろうと思うけれども、どういう気持ちで答え書いておられたんか知らんけれども。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁になっているかどうか分かりませんが、答弁させていただきたいと思いますが、やはり新しい生活様式というのは、国や県のほうでも実践例も示されておりますので、町としてもそういった実践例を参考にしながら取り組んでいかなきゃならないというふうに考えております。

しかし、そこにはやはり人と人とのつながり、コミュニケーションというのは非常に大事ですので、職員と町民の皆さん、あるいは町民同士、あるいは職員同士、コミュニケーションをしっかりと取りながら、コロナ感染防止対策をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

町長、私、答え、田端さんの答えのほうが余計よかったなと思って私は聞きましたけれども、やっぱり心。よき指導力としてやっていって、コロナ第2波、3波を避けていただきたいと思います。

能登町は正直言って、こんなすばらしい町はないということで私はどこへ行って嫌われておるんです。なぜそういうことを言うんだというけれども、新しい庁舎はできた、税収は少ないのにもかかわらず、皆さんスタッフのおかげで執行部のおかげで、大きな起債もつくらず、役場は大きい問題ができた。庁舎できた、消防署はできた。それから皆さん、つくモールはオープンする。あとは何ですか。皆さん仲よくいく時代をつくり上げるということですよ。それはコロナが来て、コロナに負けない町づくりをしていただくことを望んで、私は退席いたします。2波、3波、町長の指導力で頼みますよ。

以上です。

議長、終わります。

議長（河田信彰）

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

本日、一番最後の質問ということで、皆さんとちよつかぶるところがあるかもしれませんが、町長には何番議員に申したと言わないで答弁していただきたいと思います。

1点目は、新型コロナウイルス感染・総合相談窓口の設置についてであります。

経済支援策、生活相談、DV・虐待未然防止、感染時のケアなど幅広く相談ができる体制として、新型コロナウイルス感染・総合相談窓口を設置せよであります。

私たちの住む石川県は、昨日現在で感染者数が299人で、お亡くなりになった方は27人になりました。お見舞いとお冥福を申し上げます。

先月、緊急事態宣言も解除となり、町民の皆さんの協力もあって奥能登2市2町はいまだ1人も感染者は出ていません。このままずっと1人も感染者を出さないまま、100年に1度と言われている疫病に万全を尽くさねばなりません。

ん。そして、誰もが感染する可能性があるということを念頭に置き、万が一感染したときの町民の不安払拭に努めなければならないということでもあります。

感染していなくても、いろんな不安を相談できるようにしておかなければなりません。特に現在の能登町には、経済支援策の問合せが一番かと思います。電話相談や直接相談ができる窓口をつくるべきではないでしょうか。電話などで役場の課をたらい回しにするのではなく、窓口で数人で構成することができないか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、堂前議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国のほうでは緊急事態宣言を発出しまして、外出の自粛や休業要請を行った結果、感染者数が減少し、緊急事態宣言も解除されまして、少しずつではありますが、外出される方が多くなってきたのかなというふうにも思っているところであります。

一方で、緊急事態宣言による休業要請などの影響によりまして経済が低迷するほか、長期間にわたる外出自粛により、メンタルヘルスへの影響があることも国の専門家会議で指摘されているところでもあります。

そのため、石川県では新型コロナウイルス感染症に関しまして、感染拡大防止や健康相談、心のケア、経営相談など各種相談窓口を設置して対応しているところでもあります。

また、当町におきましても、日常生活の悩み等には毎週火曜日と木曜日に、なんでも相談「カナリア」で相談に対応しているところでもあります。

議員からご提案がありました幅広く相談できるような総合相談窓口の設置につきましては、相談の中には虐待などの特殊な事例もあり、個人情報保護の観点から個別に対応することが必要となる場合もあります。全てを1か所で受付することは難しいのかなと思っておりますので、まずは県の相談窓口などをご活用いただきたいというふうに思っております。

また、事業者の皆様や町民の皆様からの支援の申請につきましては、総合案内の窓口でご案内しているほか、相談の段階で国や県の制度の紹介や案内についても行っており、ご不便をおかけしないようにできるだけワンストップサービスで対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

今は落ち着いているように見えますが、人が動き出すと、町長もおっしゃられたように第2波、第3波が来る可能性は否定できません。ずっと能登町にも大丈夫とは言えないのではないのでしょうか。毎日少なからず、経済支援策の問合せを筆頭にいろんな問合せがあるのではないのでしょうか。

また、今後の参考に、感染者がゼロでもいろんな課に相談されたことをちゃんと情報を共有してデータ化していくことが、今後すんなり町民に対応できることにつながっていくのではないのでしょうか。

次の質問に入りたいと思います。

経済支援策の第3弾は。

財政調整基金を取り崩しても、全町に行き届くきめ細やかな能登町独自の農林水産業への支援策はないか、できないかであります。

数か月前までは、新型コロナウイルス感染症を大変甘く見ていました。人の命、経済、全てこれほど大変になるとは思いもしませんでした。町内外の多数の知人の飲食店、みんな休業しました。能登町でも第1弾、第2弾と宿泊業や飲食業などダメージの早い業種から手を打っていただいておりますが、いまだ行き届いていないところまで、いま一度気を配っていただきたい。

全国各地の観光地でも宿泊施設が休業、高級魚や能登牛、米なども売れない状況が続きました。経済が元に戻るまでは時間がかかることと思います。

石川県も、過去最大の80億円の財政調整基金を取り崩してコロナ対策を盛り込んだと、先日新聞に書いてありました。この能登町においても、町長の言われる第1次産業の農林水産業を守るために最大限の支援策ができないか、町長にお聞きします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは堂前議員の質問に答弁させていただきますが、農林漁業者に対して町独自のきめ細やかな支援策を講じるべきではないかというご意見をいただきました。そのことについて回答する前に、国の支援メニューについて少し説明したいというふうに思います。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止は、農林漁業の分野にもいろいろな影

響が出ており、外出自粛や飲食店の休業による需要の減少で、能登牛の枝肉やタイ、ヒラメといった高級魚の価格は低迷しております。農林漁業については、従来から経営の維持安定が困難になった場合、資金の貸付けや収入の減少を補填する共済制度が充実しておりますが、能登町に関係があると思われる支援策をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、農林漁業全般に関するものとしては、農林漁業セーフティネット資金というのがあります。これは資金繰りに対する支援で、貸付当初5年間は実質無利子化する有利な長期資金ということでもあります。

畜産の中でも特に影響の大きい能登牛の肥育農家に対しましては、肥育牛の販売額が下落して販売額が生産費を下回った場合、その差額の9割を補填する、いわゆる牛マルキン制度があります。また、優良な肥育牛生産など経営体質の強化に向けた取組や出荷延期に伴って発生した費用等を支援する事業もあります。

漁業者に対する支援策としては、収入が減少した漁業者の経営を支えるための漁業収入安定対策事業がありますし、漁獲金額の減少による損失を補填するものとして漁業共済制度があり、漁業者と国による積立金によって、収入の減少に対して上乗せして補填を行います。さらに、水産物の買取り、保管等の費用に対する支援としましては特定水産物供給平準化事業というのもあります。

国は、さらに第2次補正予算にも農林漁業に向けた追加対策を盛り込むとしております。その内容についても関連機関と協力しながら、農家や漁業者の方等にも周知していきたいと思っております。

国によるこれらの支援策によりまして、現時点では農林漁業者に対する町独自の支援策というのを考えておりませんが、予断を許すものではありませんので、国と県の動向を注視して、これからも適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

そうですか。そのようにしていただければありがたいかなというふうに思います。

そして、今朝の北國新聞、宿泊客に特産品贈呈という見出しで記事が載っていました。特産品贈呈の対象となるのは、Go To キャンペーンを利用した人で、能登牛、ひやくまん穀、地酒、輪島塗や九谷焼などの伝統工芸といった50品目以上を選定し、カタログにして旅行者に送付する方法を検討してい

るということです。県内の農林水産物生産者、伝統産業従事者には、コロナによる売上減少に苦しむ人も多く、事業者の経営支援につながると見ていると載っていましたが。もし今後、今以上に第1次産業の農林水産業にまで影響が及ぶことになれば、スピード感を持って対応していただきますよう、よろしく願いします。

次の質問に入りたいと思います。

3点目の能登町雇用促進助成金の活用についてであります。

直近5か年の活用状況をお聞きします。

先日、知人の事業所に20歳の若い従業員を雇用したと聞きました。そりゃあ、よかったな。知人の事業所は社長を入れても4人の小さな事業所です。能登町で根っこを生やして頑張っている企業、いわゆる雇用主を応援する助成金であります。

能登町におけるUターン者、Iターン者、新規学卒者の雇用の場を確保するため、雇用主に対して給与の一部を助成する制度であります。令和2年度の予算書では180万円見てありますが、直近の5か年の活用状況はどうなっていますか、町長にお聞きします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、答弁させていただきます。

当町の雇用の場の確保と定住の促進を図るための政策としまして、雇用主に対して、新規雇用者の給与の一部を助成する雇用促進助成金、それと町内に定住、勤務している個人に対して助成を行います定住促進助成金との2本建てとして平成24年度から実施しております。

今回、堂前議員からご質問のありました雇用促進助成金制度の直近5か年の利用状況についてであります。5年間の累計で24名、19の事業者の方が当制度を利用し、雇用の場の確保に努めていただいているということになります。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

私がいただいた予算書を過去3年間引っ張り出すと、予算は令和2年だけ6

0万円減少して180万円となっております。あまり助成金を活用していないのか、制度を知らないのか、それとも新規学卒者やIターン、Uターン者がいないのか、周知して利用してもらわないといけないなというふうに思います。

次の質問は、コロナ禍の中で対象者の枠を広げてはどうかということを質問します。

このような大変すばらしい助成金があるにもかかわらず、先ほど言った事業所は条件に新規学卒者、またIターン、Uターン者を正規雇用し、当該雇用期間が6か月を超えて引き続き雇用していることに該当しなかったわけでありませう。二十歳の若い従業員は、専門学校をやむを得ず途中で辞めたので、新規学卒者に該当しなかったのであります。昨年9月の正式雇用であり、そして初めて就職したにもかかわらず、今の制度には当てはまらなかったのであります。

このような事例を考慮しながら、同じ事例を持つ次の事業所には必ず助成してほしいという思いから質問させていただきました。

現在、社会を取り巻く環境は厳しく、新型コロナウイルス禍の中で学生たちも学校へ行きたくても経済的にも厳しくなり、途中で辞めて就職せざるを得なくなることが予想されるわけでありませう。

これからの能登町を背負う若者や、一生懸命能登町に納税する企業、雇用主を応援するためにも、これを機に条件をもう少し幅を広げるといふか、緩めるといふか、新規学卒者でもなく、中退しても初めて仕事についてただ人だけを認めるか、町長が特例で認めることにするのか、町長の「もちろん頑張っておる雇用主には応援するぞ」答弁をお聞かせ願いたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、堂前議員のおっしゃるとおり、雇用主が正規雇用を行っているにもかかわらず、交付対象者の要件が合わずに交付できないケースがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響が経済にも拡大する中、地域経済や雇用にも甚大な影響が生じており、これまでに経験したことのない事態に直面しております。これは当町の雇用主にとっても同様のことと考えております。景気回復の先が見えない中、雇用を維持していく事業主の皆様には大変厳しい経営状態が続いているものと考えております。

そこで、現在の雇用促進助成金制度の見直しを検討し、この厳しい情勢を乗り越えていけるような制度設計を行い、交付対象者の要件を緩和し、当町にお

ける雇用の場の確保を図っていきたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解もいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

そうですね。これは誰が聞いたとしても見直しをかけなければならないことかと思えます。そうやって少しでも能登町を背負う若者、そして企業を応援して育てていってあげていただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（河田信彰）

以上で、2番 堂前利昭君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日6月12日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（河田信彰）

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会（午後2時46分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（河田信彰）

ただいまの出席議員数は14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第43号～議案第55号

議長（河田信彰）

日程第1、議案第43号「令和2年度能登町一般会計補正予算(第2号)」から、日程第13、議案第55号「請負契約の締結について」までの13件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（河田信彰）

総務産業建設常任委員会委員長 國盛孝昭君。

総務産業建設常任委員長（國盛孝昭）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第43号 令和2年度 能登町一般会計補正予算（第2号）歳入及び所管歳出

議案第45号 令和2年度 能登町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和2年度 能登町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第48号 専決処分の承認について

議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に

関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 請負契約の締結について

以上7件は、全会一致をもって原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

次に、教育厚生常任委員会委員長 田端雄市君。

教育厚生常任委員長（田端雄市）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第43号 令和2年度 能登町一般会計補正予算（第2号）所管歳出

議案第44号 令和2年度 能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和2年度 能登町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第51号 能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第52号 能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第54号 能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

以上7件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第43号、「令和2年度 能登町一般会計補正予算(第2号)」の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第43号の1件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第44号 令和2年度 能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和2年度 能登町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和2年度 能登町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和2年度 能登町病院事業会計補正予算（第1号）

の以上4件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (河田信彰)

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第44号から議案第47号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、「専決処分の承認について」の1件に対する委員長報告は、承認です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (河田信彰)

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、

議案第48号の1件は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、

議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第52号 能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第54号 能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

の以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第49号から議案第54号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第55号 請負契約の締結について

の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第55号の1件は委員長報告のとおり可決されました。

休 憩

議長（河田信彰）

ここで、しばらく休憩いたします。

自席でお願いします。（午前10時11分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時12分再開）

議長（河田信彰）

お諮りします。

本日、町長から、議案第69号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」が1件、

國盛 孝昭君ほか1名から、発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」が1件、あわせて

2件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、議案第69号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し、追加日程第1、

発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

議長（河田信彰）

追加日程第1、議案第69号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先程は、全議案の議決を賜わり、誠にありがとうございました。

それでは、本日、追加提案させていただきました、議案1件につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第69号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症対策に充てるため、本年6月から令和3年3月までの間、常勤の特別職の給料月額から1万円を減ずるものがあります。

以上、本会議に提出いたしました追加議案につき、ご説明申し上げましたが、

議員各位におかれましては、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうか よろしくようお願い申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（河田信彰）

ただいま議題となりました議案第69号の審議方法について、お諮りします。議案第69号は、全体審議といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、全体審議とすることに決定しました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第69号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

追加議案上程

議長（河田信彰）

次に、追加日程第2、発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

提案理由の説明を求めます。

6番 國盛 孝昭君。

6番（國盛孝昭）

本日、議会提出議案として上程する発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由を説明します。

今回上程する「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和2年6月から令和3年3月までの間、議長、副議長及び議員の報酬月額から1万円を減じ、新型コロナウイルス感染症対策に寄与するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

休会決議について

議長（河田信彰）

日程第14、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和2年第4回能登町議会6月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（河田信彰）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日の会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆さまには、今回提出いたしました議案に対し、慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数も減少し、一つの山を越え、町内にも少しずつ活気が戻ってきた感じがいたします。県を越えるなどの移動についても解除されつつありますが、気のゆるみが第2波の感染の波を引き起こす可能性もありますので慎重な対応が必要となっています。

そのような中で夏の甲子園、全国高等学校野球選手権大会が中止との報道がされました。開催地に全国から多くの選手が集まり、長期間滞在することで感染再拡大の恐れがあるとの判断ではありますが、選手の気持ちを思うといたたまれない思いがいたします。この中止が決まったあと、昨年の夏の甲子園3回戦で石川県代表の星稜高校と延長14回の激闘を繰り広げた智弁和歌山高校の前監督である高嶋仁さんが球児に送った言葉の中に「自分の力ではどうにもならない困難が待ち受ける時がある。目先だけにとらわれず、厳しい練習で培った強い気持ちをこれから先の人生に生かしてほしい。振り返った時に『あの苦しさがあったから今がある』と言える人生にしてほしい」というコメントがありました。野球だけでなく他の様々なスポーツ、その他の分野で努力の成果を発表する場を失った方々がたくさんいらっしゃると思いますが、その悔しい思いを将来の自分たちの礎として、乗り越えてほしいと思います。

今月5日に竣工式を行った「イカの駅つくモール」は、20日にグランドオープンいたします。また同日に、町制施行15周年記念式典を役場里山ホールで執り行います。それぞれが新型コロナウイルス感染症の拡大により延期されていたものですが、厳しい時を乗り越え、『あの苦しさがあったから今がある』と将来、皆様に思ってもらえるよう、一つひとつの事業に真摯に取り組んで参りますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶いたします。

本日は、ありがとうございました。

散 会

議長（河田信彰）

以上で、本日は散会いたします。

全員起立。
お疲れ様でした。

散 会（午前10時24分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和2年6月12日

能登町議会議長 河田 信 彰

会議録署名議員 鍛冶谷 眞 一

会議録署名議員 吉 田 義 法